

令和5年第1回（3月）定例会

つがる市議会会議録

令和5年3月2日 開会

令和5年3月16日 閉会

つがる市議会

令和5年第1回つがる市議会 定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第4号～議案第26号の上程、提案理由の説明	5
・議案第4号 令和4年度つがる市一般会計補正予算(第13号)案	
・議案第5号 令和4年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案	
・議案第6号 令和4年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)案	
・議案第7号 令和4年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案	
・議案第8号 令和4年度つがる市下水道事業会計補正予算(第5号)案	
・議案第9号 令和5年度つがる市一般会計予算案	
・議案第10号 令和5年度つがる市国民健康保険特別会計予算案	
・議案第11号 令和5年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案	
・議案第12号 令和5年度つがる市介護保険特別会計予算案	
・議案第13号 令和5年度つがる市下水道事業会計予算案	
・議案第14号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案	
・議案第15号 つがる市車力ふれあい会館条例を廃止する条例案	
・議案第16号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案	
・議案第17号 つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	
・議案第18号 つがる市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案	
・議案第19号 つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案	
・議案第20号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する	

基準を定める条例の一部を改正する条例案

- ・議案第21号 つがる市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・議案第22号 つがる市健康診査等費用徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第23号 つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第24号 つがる市運動施設条例の一部を改正する条例案
- ・議案第25号 つがる市緑地等利用健康増進施設条例の一部を改正する条例案
- ・議案第26号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

(つがる市稲垣堆肥センター・つがる市稲垣有機物資源活用センター・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫A棟・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫B棟)

散会の宣告	1 0
-------	-----

第 2 号 (3月6日)

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 2
欠席議員	1 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 3
職務のため議場に参加した者の職氏名	1 3
開議宣告	1 4
一般質問	1 4
8番 長谷川榮子議員	1 4
4番 秋田谷建幸議員	2 2
2番 三橋あさみ議員	2 8
散会の宣告	3 4

第 3 号 (3月7日)

議事日程	3 5
本日の会議に付した事件	3 6
出席議員	3 7
欠席議員	3 7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3 8

職務のため議場に出席した者の職氏名	38
開議宣告	39
一般質問	39
1番 平田浩介議員	39
5番 齊藤 渡議員	45
総括質疑	51
予算特別委員会の設置	51
議案等委員会付託	52
散会の宣告	52

第 4 号 (3月16日)

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	54
欠席議員	54
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	55
職務のため議場に出席した者の職氏名	55
開議宣告	56
予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決	56
総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	57
経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	58
教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	59
日程の追加	60
議案第27号の上程、説明、採決	60
・議案第27号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるの件	
議案第28号、議案第29号の上程、説明、採決	61
・議案第28号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件	
・議案第29号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件	
議案第30号～議案第32号の上程、説明、採決	62
・議案第30号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	
・議案第31号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	
・議案第32号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件	
教育長の挨拶	63

市長の挨拶	6 4
閉会の宣告	6 4
署 名	6 5

第 1 号

令和 5 年 3 月 2 日（木曜日）

令和5年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第4号 令和4年度つがる市一般会計補正予算（第13号）案

議案第5号 令和4年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第6号 令和4年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案

議案第7号 令和4年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第8号 令和4年度つがる市下水道事業会計補正予算（第5号）案

議案第9号 令和5年度つがる市一般会計予算案

議案第10号 令和5年度つがる市国民健康保険特別会計予算案

議案第11号 令和5年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第12号 令和5年度つがる市介護保険特別会計予算案

議案第13号 令和5年度つがる市下水道事業会計予算案

議案第14号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案

議案第15号 つがる市車力ふれあい会館条例を廃止する条例案

議案第16号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第17号 つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第18号 つがる市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案

議案第19号 つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第20号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第21号 つがる市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第22号 つがる市健康診査等費用徴収に関する条例の一部を改正する条例案

議案第23号 つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第24号 つがる市運動施設条例の一部を改正する条例案

議案第25号 つがる市緑地等利用健康増進施設条例の一部を改正する条例案

議案第26号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

(つがる市稲垣堆肥センター・つがる市稲垣有機物資源活用センター・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫A棟・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫B棟)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	葛 西 岷 輔
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
財 政 部 長	木津谷 昭 弘
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	山 崎 和 人
教 育 部 長	三 上 恒 寛
消 防 長	山 崎 義 信
選挙管理委員会事務局長	三 上 雅 弘
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 田 光 世
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	粕 谷 竜 一
消防本部総務課長	工 藤 真 史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議事総務課長	川 村 博 文
課 長 補 佐	蝦 名 宏 泰
議 事 係 長	福 士 寿 幸

◎開会、開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、令和5年第1回つがる市議会定例会を開会します。

それでは、会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、山内勝議員、4番、秋田谷建幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（木村良博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、お手元に配付した予定表のとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、会期は本日から3月16日までの15日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づく今定例会の説明員については、お手元に配付した名簿のとおりであります。

次に、市長から報告第2号 専決処分した事項の報告の件1件について提出があり、お手元に配付しております。

また、監査委員から例月出納検査の令和4年度10月から12月分の報告書及び令和4年度定期監査結果報告書並びに令和4年度財政援助団体等監査結果報告書の提出があり、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第4号～議案第26号の上程、提案理由の説明

○議長（木村良博君） 日程第4、議案第4号から第26号まで計23件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。本日ここに、令和5年第1回つがる市議会定例会の開会に当たり、市政運営について私の所信の一端を述べますとともに、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

さて、昨年を顧みますと、8月9日からの記録的な大雨により、市内各地で冠水や浸水被害が相次ぎ、多くの農作物が甚大な被害を受けました。本市では早急に農家支援策や復旧事業を講じて、営農意欲の維持に取り組んだところであります。

また、3年ぶりに開催された春まつり、ネブタまつり、馬市まつりでは、多くの市民の笑顔に触れ、深く感激いたしました。

一方、新型コロナウイルスは、感染状況が落ち着いており、5月からは感染法上の「2類相当」から、季節性インフルエンザと同等の「5類」へ引き下げられ、マスク着用の緩和措置の動きが出始めているところから、引き続き感染予防対策に万全を期しながらも、地域経済の回復・活性化に向けて全力を傾注する所存でございます。

「つがる市」に生まれ、育ち、なりわいを持ち、その人生がよかったと、市民誰もが思えるまちづくり「ふるさと再構築」の推進のため、引き続き重要課題である「人口減少・少子高齢化対策」をはじめとする多くの課題解決に取り組んでまいります。

まず「人口減少・少子高齢化対策」については、「新婚生活応援事業」や「子育て・若年夫婦世帯移住応援事業」等の子育て・移住世帯に対する助成を継続するとともに、「木造若緑団地建替事業」に着手し、高齢者世帯等の住環境整備を推進してまいります。

「魅力ある農業の推進」については、本市の基幹産業である農業を守り、その振興を図るため、スマート農業の推進、新規就農者の支援等のほか、新たな「つがるブランド6次産業化推進事業」の実施により、農産物の付加価値・生産性の向上を図り、農業経営の効率化・安定化に取り組んでまいります。

「子育て・健康づくり対策の充実」については、「子ども医療費の無償化」、「保育所等第2子以降支援助成事業」等の子育て支援事業を継続して実施してまいりましたが、新年度においては、高校生までの医療費無償化及び、保育料の無償化に事業を拡充するとともに、放課後児童クラブの保護者負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減してまいります。

また、健康づくり対策では、40歳以上の市民を対象とした総合健診をはじめ、各種検診等の助成を継続してまいります。

そのほかに「キャッシュレス決済」、「書かない窓口」といった「スマート窓口」の導入に向け

た準備を進め、市民の利便性向上と窓口業務の効率化を図ってまいります。

今後も、市民が幸福で活力に満ちた生活環境づくりに取り組んでいくとともに、市民のやる気を大事に育てる市政運営を推進する所存でありますので、議員各位のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に上程されました議案について、その概要をご説明申し上げます。

提出いたしました予算案10件、条例案12件、指定管理者の指定1件の、合わせて23件についてご説明申し上げます。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第4号 令和4年度つがる市一般会計補正予算（第13号）案は、本年度の事務・事業の精査などにより所要の予算措置を講ずるものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算から6億8,625万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を294億6,629万9,000円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明いたします。

民生費においては、電気、燃料等の高騰による温泉施設の指定管理料を合わせて1,822万8,000円追加計上しております。

農林水産業費においては、各種県営事業について令和5年度からの前倒しに対応した予算を措置したほか、大雨災害による被災農業者支援交付金は、交付金の確定により1億1,768万4,000円を減額しております。また、被災した農業用施設の災害復旧対策費については、被害状況、事業費の精査により、合わせて4億1,969万6,000円を減額しております。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

地方交付税のうち普通交付税については、再算定により1億3,667万6,000円を追加してございます。

これにより普通交付税の総額は90億8,453万9,000円となっております。

国・県支出金及び市債におきましては、事業の完了等に伴う補正となっております。

議案第5号から議案第8号までの令和4年度各特別会計及び下水道事業会計の補正予算につきましては、ご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に、議案第9号 令和5年度つがる市一般会計予算案についてご説明申し上げます。

令和5年度の当初予算の編成に当たっては、前年度に引き続き、「人口減少・少子高齢化対策」、「魅力ある農業の推進」及び「子育て・健康づくり対策の充実」を重点課題とし、予算を編成したところであります。

また、財政規律を堅持し、安定的な財政運営を基本としながら、限られた財源を効果的に配分するように努めたところでございます。

その結果、一般会計の予算規模は221億円となり、総合体育館の本体工事が終了したことから、前

年度比46億1,000万円の減額、率にして17.3%の減となっております。

性質別の歳出では義務的経費において、人件費の消防団員報酬改定により微増となり、扶助費においては各種給付費の見込みにより減額となっております。

物件費においては、物価高騰により経常経費が増加しております。

投資的経費においては、普通建設事業費において、前年度比49億116万1,000円の減、率にして66.3%の減となっております。

それでは、歳出における主なものについて款を追ってご説明申し上げます。

総務費では、ふるさと納税事業を強化するため、5,930万1,000円を計上するとともに、「スマート窓口導入業務委託料」に2,059万5,000円を新たに計上しております。

また、旧柏第三小学校の解体費として2,625万1,000円を計上し、解体後は宅地として売却することとしております。

民生費では、高校生までの医療費、第1子からの保育料及び放課後児童クラブの保護者負担金を無償とするため、合わせて1億3,701万2,000円を計上しております。

衛生費では、市民特別健診を継続して行うとともに、合葬墓建設事業費6,169万9,000円を計上しております。また、新たに妊婦幼児歯科健診及び新生児聴覚検査の費用について計上しております。

農林水産業費では、加工用トマトモデル展示圃場事業費を新たに1,172万円計上し、高収益作物の新しい生産方法を確立するとともに、農家の所得向上を目指すものであります。また、柏農産物加工センター等建設事業費として、6,300万7,000円を計上しております。

土木費では、木造若緑団地建替事業費として、7,806万5,000円を計上しております。また、市役所前から向陽小学校付近までの桜並木事業として2,241万8,000円を計上しております。

教育費では、小中学校の特別教室へのエアコンの設置、史跡田小屋野貝塚への歩道整備に係る測量業務等を計上しております。また、6月に正式オープンする市総合体育館の記念セレモニー、施設管理経費など合わせて1億1,272万9,000円を計上しております。

次に、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。

市税では、新築家屋の増加及び大型店舗の出店に伴う固定資産税を見込み、26億8,376万6,000円を計上しております。

地方交付税のうち、普通交付税については地方財政計画に準じ、前年度比2億円増の86億円を見込み、特別交付税については、前年度同額の6億円を計上しております。

寄附金では、ふるさと納税を前年度比5,600万円の増額を見込み、総額1億1,000万円を計上しております。

繰入金では、財源調整のための財政調整基金繰入金7億3,177万7,000円を計上しております。

市債では、総合体育館の本体工事の完了により前年度比43億6,140万円減の18億2,270万円を計上しております。

以上が令和5年度一般会計予算の概要であります。

議案第10号から議案第13号までの令和5年度各特別会計及び下水道事業会計予算案につきましては、ご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第14号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案は、令和5年度からのキャッシュレス決済の導入に伴い、現金以外の手数料の徴収方法を可能とするため、改正するものであります。

議案第15号 つがる市車力ふれあい会館条例を廃止する条例案は、令和4年度末をもって、施設を廃止するものであります。

議案第16号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案は、消防団員の定数を削減するほか、国が定める出動報酬額とするため、改正するものであります。

議案第17号 つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、健康保険法等の改正に伴い、出産育児一時金を48万8,000円に引き上げるものであります。

議案第18号 つがる市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案は、令和4年度末をもって、木造老人福祉センターを廃止するため、改正するものであります。

議案第19号から議案第21号までの3件は、いずれも関係省令及び民法の改正に伴い、保育施設内の事故防止に係る安全計画の策定及び、送迎時の置き去り防止に係る安全管理の規定を追加するほか、体罰の禁止を明確にするため、懲戒権の規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 つがる市健康診査等費用徴収に関する条例の一部を改正する条例案は、総合健診をはじめ、各種検診等の助成を継続するため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、新たに市立中学校における部活動の在り方を検討する「部活動の在り方検討委員会」を設置するため、改正するものであります。

議案第24号 つがる市運動施設条例の一部を改正する条例案は、総合体育館の開館に伴い、既存体育施設を令和6年度から段階的に廃止するため、改正するものであります。

議案第25号 つがる市緑地等利用健康増進施設条例の一部を改正する条例案は、車力広場（富蒔野球場）の老朽化に伴い、施設を廃止するため改正するものであります。

議案第26号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件は、つがる市稲垣堆肥センターほか4施設の指定管理期間が満了することに伴い、指定管理者を更新するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重にご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（木村良博君） 提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

3月3日は議案熟考のため休会となります。6日月曜日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前10時25分）

第 2 号

令和 5 年 3 月 6 日 (月曜日)

令和5年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和5年3月6日（月曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	葛 西 岷 輔
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	坂 本 潤 一
財 政 部 長	木津谷 昭 弘
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	山 崎 和 人
教 育 部 長	三 上 恒 寛
選挙管理委員会事務局長	三 上 雅 弘
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 田 光 世
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	粕 谷 竜 一
消防本部総務課長	工 藤 真 史
消 防 次 長	三 浦 一 仁

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議事総務課長	川 村 博 文
課 長 補 佐	蝦 名 宏 泰
議 事 係 長	福 士 寿 幸

◎開議宣告

○議長（木村良博君） ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問時間は答弁を含めて40分以内であります。

◇ 長谷川 榮 子 君

○議長（木村良博君） それでは、通告順に質問を許可します。

第1席、8番、長谷川榮子議員の質問に際して、資料配付の申出があり、これを許可してお手元に配付しております。

それでは、長谷川榮子議員の質問を許可します。

長谷川榮子議員。

〔8番 長谷川榮子君登壇〕

○8番（長谷川榮子君） 改めて、皆様、おはようございます。通告の第1席を賜りました五和会の長谷川榮子でございます。

質問に入る前に、議長からお許しをいただきまして、一言発言していきたいと思っております。私は、このたびの選挙戦におきまして、木造町時代から数えて今回で7期目の議席をお与えいただきました。考えてみると、今大変な時代、まさに激動の時代だと考えられます。どこを見ても、本当に大変な問題が山積していると思われれます。特につがる市では、人口減少問題、少子高齢化問題、何よりも第1次産業である農業を取り巻く環境が大変厳しいものと考えられます。したがって、我々議員に向けられる市民の目も当然厳しいものと認識しております。こういう時代こそ、皆さんと一緒に力を合わせて日々研さん努力をして、この4年間を全うして無事に勤め上げたいと、心新たに思っているところです。市長はじめ理事者の皆様、そして議員の皆様方に、今以上のご指導、ご鞭撻を賜りますように、改めてお願いを申し上げる次第です。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、1点目の公共施設の喫煙所についてのこの質問ですが、これは市民の方の強い要望によりまして、今回勇気を持って取り上げたものです。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、議長のお許しをいただきまして、簡単ですが、お手元に資料を配らせていただいております。

すので、御覧いただければと思います。また、資料を提供くださいました子育て健康課の職員の皆様には、大変詳しい資料で、この資料を作成するに当たっては、大変ご苦労されたのではないかなと思って、感謝を申し上げます。

愛煙家の方にも、それなりの言い分やら思いがあるかと思いますが、だけれどもたばこは健康上にあまりよくない。吸う人のそばにいと、吸わない人にも悪影響があるということは、皆様もご承知かと思ひます。この資料によりますと、つがる市の男性喫煙率は、全国よりも、青森よりも高いそうです。したがって、たばこが原因と思われる病気も多いわけである。中でもつがる市は、肺がんで亡くなっている人が多いそうです。以前でしたら、どこでも灰皿があつて、大して気にも留めずに吸っていたと思ひますが、それは一昔前のことで、今は辺りの人たちの目を気にしながら、隅っこのほうで吸っているというのが現状ではないでしょうか。また、そこに喫煙所があるから吸う、それならば喫煙所は設けなければいいのではないか、これが市民の方の強いお声です。

そこで質問ですが、公共施設の喫煙所について、喫煙所が設置されている公共施設はあるのか。

また、あつたら、その喫煙所は今後どのようにお考えでしょうか。たばこ関係は、まずこの2点お願いします。

次に、短命県返上の取組について伺ひます。2020年厚生労働省の都道府県別の平均寿命の調査では、女性は岡山県で88.29歳、男性は滋賀県で82.7歳で、長寿トップだそうです。青森県は、女性は86.3歳、男性は79.27歳で、男女とも全国で最下位だそうです。女性は5年連続、男性は何と10年連続最下位だそうです。かつては、長野県も最下位のグループに入っていた時期があつたそうですが、県をはじめ全県民が一丸となつて取組み、今では男女とも京都などと並んでベストフォーに入っているそうです。

青森県でも、この短命県返上に取り組んでいることは皆様も承知かと思ひますが、なかなか成果が見られない。それでは、つがる市ではどのようにこの短命県返上に取り組んでいるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、合葬墓について伺ひます。昨年3月議会で取り上げましたところ、市長は市民が必要とするものであれば、これは取り組むべきだ、スピード感を持って取り組むと、そういうご答弁を昨年の3月議会で頂戴いたしました。そのとおり、4月ぐらいから担当部長は現地を視察したり、また市民にアンケートなど配りまして、積極的に取り組んでるといふことは承知でございます。そのとおり、今議会には6,000万円余り予算が計上されておりますので、いよいよ形が見えてくるなど期待をしているところです。

今回は、この質問を取り上げましたのは、合葬墓とか、またお墓の始末など、関心を寄せている方はご高齢の方が多いのです。私のところに寄せられている数件の相談の中にも、独り暮らしで90歳を過ぎて、いよいよついの住みかとか考へる、施設に行くことを考へているそうです。何としても自分の手でご先祖様の眠っているこのお墓とか仏壇とか、そういうものを始末してから、最後の施設

を考えているということで、これはちゃんとしたことをお知らせしなければ失礼だという、そういう思いもございまして、今回この質問を行っているわけです。ご理解くださって、詳細にご答弁いただければと思います。

そこで、合葬墓の1の質問、現在の状況をお知らせください。

2点目、予算がついておりますので、多分今年度は着工ということになるとと思いますが、完成はいつ頃の予定か。まず、合葬墓についてはこの2点お願いします。

以上で1回目の質問です。よろしくをお願いします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。長谷川議員のご質問にお答え申し上げます。私のほうからは、合葬墓について、今完成までのスケジュールの中でどの位置にあるのかということでございます。

現在の状況についてでございますが、議員ご承知のとおり、昨年5月27日から6月30日まで、この期間、合葬墓に関するアンケート調査を実施してございます。8月にそれを公表してございます。アンケート調査の結果ですけれども、約6割の方から合葬墓を整備する必要があると、整備してほしいという回答を受けまして、それは当然昨年の3月の議会で長谷川議員からご提言いただいて、今おっしゃられたとおり、市民が必要とするものであれば優先順位を上げるというような答弁をしてございますので、それはそのとおりでございます。

それから、アンケートの結果を受けて、建設の場所、これが一番大きいと思うのですが、それについても3点ほど候補を挙げて、今そこから絞り込んでいるということでございます。

それから、埋葬方式や、それから収容数、どれくらいの仏さんを収納するのか、様々なケースを考えて今整理してございますけれども、それらを受けて10月に本市の合葬墓整備事業ということで計画書を策定してございます。正式名称は、合葬墓整備基本計画と、これを策定しまして、この基本計画に基づいて、令和5年度の当初予算に6,000万円強の予算を張りつけたというところでございます。

それでは、完成予定はいつ頃なのだというところでございますけれども、令和5年4月から当初予算を使用しまして、基本設計、それから実施設計、地質調査、そして同年7月、令和5年の7月末を目途にこの設計調査を終了させるという計画でございます。8月に合葬墓本体の着工、完成は令和6年3月までを完成予定としている計画でございます。

この合葬墓については、今の計画でいきますと、篠原霊苑になろうかと思っておりますけれども、詳細が決まり次第、もう一度議員の皆様にご報告を申し上げ、議論をいただきながら決定したいと。ただ、市としては、例えば合葬墓が完成した際にお線香をたくのでしょう、みんな。行きますから。

それから、駐車場の問題とか、そういう様々な問題をクリアするとすれば、現時点での第1候補は篠原霊苑になろうかと思っています。

ほかの質問については、喫煙所関係については担当部より説明させますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） おはようございます。私のほうからは、今市長からありましたとおり、公共施設の喫煙所という議員1点目のご質問にお答えいたします。

まず、そのうちの最初、喫煙所が設置されている公共施設はあるのかでございませうけれども、この喫煙に関しましては、国におきまして望まない受動喫煙をなくすることということを目的にいたしまして健康増進法が改正され、これは令和元年7月1日から施行されたものでございませう。本市におきましては、改正後の健康増進法に基づきまして、望まない受動喫煙が生じないよう、市管理施設の受動喫煙対策について次のように実施したものでございませう。

まずは、健康増進法第28条第5号の規定によりまして第1種施設につきましては、小中学校を除きまして、行政機関の庁舎として該当施設が10か所ございまして、そのうちつがる市消防署及びつがる市北消防署、こちらにつきましては勤務の特殊性から、屋外に同法第28条第13号に規定します特定屋外喫煙場所を設置しております。また、同条第6号の規定によりまして多数の者が利用する施設である第2種施設、これは市管理施設におきまして138か所あります。喫煙所、この健康増進法でいうところの喫煙することができる場所というふうになってございませうけれども、そちらの設置につきましては、施設の利用状況に合わせて施設所管課において判断しております。138か所ある第2種施設で、屋内に喫煙専用室を設置している施設は3か所、屋外に喫煙場所を指定している施設は8か所となっております。議員ご質問の喫煙所が設置されている施設は、合計で13か所というふうになってございませう。

次に、議員ご質問の一般質問通告書にあります喫煙所の撤去は考えているかということを含めました本市の考え方でございませうけれども、まず現在の喫煙することができる場所につきましては、望まない受動喫煙をなくすることとする健康増進法の改正に対応いたしまして、地方公共団体の責務として受動喫煙の防止に必要な環境の整備、こちらのほうに努めたものでございまして、現在はそれが機能していると、このように考えてございませう。

以上です。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） おはようございます。私からは、短命県返上の取組についてのご質問にお答えします。

最初に、議員もご指摘ありました青森県が平均寿命最下位という、その原因にもなっている令和

2年の死亡原因における順位についてでございますけれども、全国、青森県、本市ともに悪性新生物、がんのことでございますけれども、これが死亡原因の1位となっております。2位から5位までは、国、県、本市でその順位は若干違いますけれども、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎が死亡原因を占めております。人口10万人当たりのがんによる死亡者数は、つがる市466.4人、県404.8人、年全国306.6人でした。全死亡者数に占めるがんの割合について、本市では29.4%、県は27.8%、国27.6%でございます。本市のがんにおける死亡における部位別では、肺がんで亡くなっている方が一番多く、10万人当たり93.9人、次いで大腸がん10万人当たり81.0人、3番目に胃がんが10万人当たり48.6人亡くなっております。

次に、がん検診の受診率でございます。令和2年、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、受診者の減少が見られております。受診減少傾向となっております。肺がん検診については、令和元年度の受診率が23.7%、令和3年度が22.2%と1.5%減少しております。なお、令和4年度集団検診につきましては、前年度より増加の傾向が見られてございます。

がんの撲滅は、早期発見、早期治療が重要でありますので、今後がん検診受診率を高めるため、個別の案内や早朝及び日曜日の実施、保健協力員による地区活動の強化、未受診者に対する受診勧奨に努めてまいります。また、肺がん検診、乳がん検診につきましては、冬期間の農閑期に集団検診を実施する日数を増やして、受けそびれた方の受診機会をつくるなどの対策を講じます。

議員前段でもご指摘のたばこについてでございますが、肺がんの最大の原因としてたばこの影響が指摘されております。先ほど皆様に配付しております資料のとおり、本市の40歳から74歳までの令和3年の喫煙率は、男性が全国、青森県よりも高い28.3%で、女性は全国、県よりも低い5.2%となっております。このたばこ人口を減らすため、本市では禁煙外来治療費の助成や市内の小中学校で喫煙予防教室、市民を対象に健康講座を開催し、啓発活動に努めてございます。また、禁煙を希望する方のサポート事業を実施してございます。

今後は、肺がん検診を含めたがん検診受診率の向上と禁煙につながる事業などを検討し、肺がんの早期発見とがん患者の減少、たばこ人口の減少に努めて、短命県返上に少しでも役に立てるよう頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） 公共施設の喫煙所ですけれども、部長、専門用語が多くて、私ぴんどこないところが何か所かありますので、教えてください。

第1種施設、第2種施設と出てきていますが、この1種、2種、どういうところのことをいうのでしょうか。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） ちょっと専門用語が多いということでした。まず、第1種施設

でございますけれども、多数の者が利用する施設のうち、学校、そして病院、児童福祉施設など、それに加えて先ほど申し上げた行政機関がその事務を処理するために使用する施設であります行政機関の庁舎、これがまず第1種施設に該当するものでございます。

次に、第2種施設でございますけれども、これはまた同じく多数の者が利用する施設のうち、今申し上げました第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設と、このように定義されております。そのようなことから、該当します市管理施設でありますけれども、集会所、コミュニティセンター、運動施設、福祉施設、斎場、宿泊施設など、多岐にわたるものでございます。

先ほど議員のご質問がありました喫煙所、いわゆる喫煙をすることができる場所と定めておりますのは、この第2種施設の中では体験農園施設ロマン荘、木造福祉交流センター花しょうぶの館、つがる市斎場、つがる地球村、生涯学習交流センター松の館などがございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） 私のところに寄せられた声では、斎場なのですけれども、親族を若くして肺がんで亡くしたのだそうです。最後のお見送りで行ったところ、お骨が上がってくる1時間少々の時間だったのですけれども、喫煙所があって、そこに何人かの人たちがたばこ吸いに集まっていたと。肺がんでもつたいない人を亡くしたのに、その肺がんの原因となるたばこを吸っているのに、何とも悲しかったと、そういう声でした。

また、松の館に行くと、学校行事などがあるのに、大人の人が喫煙所でたばこを吸っていると。子供たちに与える影響が大きいのに、何でそれに大人が気がつかないのかと、そういうお声でした。

今回取り上げましたら、東京オリンピックをきっかけに、外国から来るお客様をお迎えするのに、この喫煙所の見直しを行ったのがご答弁にあった年数だったようで、ほとんどが今は建物の外に喫煙所を設けていると。ただ、ロマン荘とか、そういうところは客商売もあるので、そういうところは建物の中にありますけれども、前ほど公ではないと。ここにありますよというふうなあれではなくて、どうしても客商売ですから、そういうのに配慮しているということのようです。

このコロナの関係で、お葬式なんかも随分変わってきました。また、松の館にも、あまり行事などがなかったもので、そこまで私は確認できなかったのですけれども、多分この議会はネット中継されていると思います。ここにおいでにならない方は、非常に関心を持ってネット中継を見ているはずで。私は、そういう方にお訴えします。法律でも決められておまして、市ではそれにのっとった対応をしている。健康増進ということで、市民の命を守ろうということで大変努力をされているということをこのネット中継を通じて訴えていきたいと思っております。部長、詳細なご答弁ありがとうございました。

たばこに関係するのは、短命県返上のところでももう一度取り上げていきたいと思っております。短命県返上、今答弁がありましたように、つがる市は肺がんが一番多いということですので、私ご

とで大変恐縮なのですが、私も大事な兄を52歳の若さで亡くしました。どうしても助けたいということで、当時、今でもあると思います。新宿の近く、中野療養所という国立の肺専門の大きな病院です。そこで大手術をしまして、手術が終わった後に、肺というのはレバーそのものです。それを持ってきて、お医者さんがこういうふうにご手でなぞらえて、これがたばこのやにですよ、たばこをやめたら2年で肺がきれいになるのに、とても残念でしたと、そういう説明を受けたのが二十数年前です。今でもその当時の様子を鮮やかに思い出します。たばこは自分のお金で買って吸うものですから、何とも言えないのですけれども、願わくば私が今回取り上げたこれをきっかけに、たばこをやめよう、やめてほしい、それが切なる願いです。

そこで、市でも対応を取っておりますよね。たばこをどうしてもやめられないと、そういう人のために、お医者さんに行く助成制度があるそうですが、担当部長、そここのところをもう一回詳しく教えてください。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） たばこをやめる助成ということでございますけれども、禁煙外来治療費の助成でございます。この禁煙外来治療費助成の利用状況でございますけれども、本事業は国民健康保険加入者を対象に、禁煙外来治療にかかった自己負担額を最大2万円まで助成するもので、令和元年10月から実施してございます。

これは、治療を5回ほど受けて12週間、1回12週間かかるそうです。本事業の実績でございますけれども、事業実施からこれまでの4年間で申込者が6人で、禁煙に成功した実績者が4人となっております。

この利用者が少ない理由でございますけれども、もちろん市民への事業の周知不足が一番であると認識してございます。そのほかに、本事業に要する医薬品、これの発がん性が疑われたことから、令和3年度の一時期にこの事業を停止してございます。そういう影響もあって、実績が少ないと考えております。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） お医者様に行くと、2万円の助成があるということですが、これは積極的にPRすべきだと思います。どこの病院に行ってもいいのでしょうか。例えば診療所でなければ駄目だとか、個人病院は駄目だとか、そういうのはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） これは、どこの病院でもいいというわけではございませんで、市内2か所の医療機関指定してございますので、そちらを利用していただいております。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） 市内2か所の病院、教えてください。どことこの病院とかと。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） 1つは、車力地区にありますファミリークリニック希望さん、そして木造地区の山内クリニックさん、この2つの医療機関となっております。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） ありがとうございます。先ほどの答弁では、コロナの関係で総合健診の受診率がちょっと下がったということですがけれども、私も考えてみたら、コロナの関係だと思えますけれども、地域にいる保健協力員の動きというか、全く見えないなと思って、その辺どうなっているかなと気になっておりますけれども、部長、お願いします。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） 保健協力員でございます。保健協力員は、令和5年2月1日現在でございますけれども、321名が活動してございます。その主な活動内容でございますけれども、各地区で実施している健康相談の周知や会場準備への協力、各種検診へ地域の方の受診の勧奨、各種健康講座やイベントなどへの参加となっております。保健協力員は、その成り手が減少していること、コロナの感染症で各種事業が中止や延期となった期間が続いたことから、対面での活動が縮小しまして、活動が衰退したことが現在問題となっております。

市民の健康づくりのため、今後もその役割が期待される保健協力員でございますので、組織の強化と役割の重要性を理解していただくように支援を行って、活動の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） 時間の関係で、次に進みたいと思います。

合葬墓ですけれども、市長から前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。もう一度確認します。建設場所は、篠原霊苑でよろしいのでしょうか、それから生前予約はできるのでしょうか、これ2点お願いします。

○議長（木村良博君） 民生部長。

○民生部長（成田毅彦君） 長谷川議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の建設場所についてでございますが、平滝沼公園、銀杏ヶ丘公園、篠原霊苑の3つの候補地から、地域周辺への影響、認知度、利便性、整備後の維持管理の合理性など比較検討した結果、篠原霊苑が一番適していると判断し、現在建設候補地としております。

次に、2点目の生前予約はできるかについてでございますが、結論から申しますと生前予約はお受けする方針であります。しかし、生前予約においては、年齢制限や募集枠の設定なしで募集した場合、すぐに満杯になる可能性があり、他の自治体ではそのような例もございまして、現在年齢制限については、市の平均寿命から70歳以上を想定、年間の募集枠については他市を参考に検討中ござ

ざいます。

なお、遺骨をお持ちする方、お亡くなりになった市民のご遺族の申込みであれば、生前予約に関係なく随時お引受けしたいと考えておりますので、ご安心ください。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） ありがとうございます。部長は、いろんなどころを見て歩いてご苦労さまでした。いよいよ具体的な答弁が返ってきて、今私とてもうれしく思っています。

この合葬墓を利用するには、まずあるお墓を墓じまい、それをしなければいけないと思うのですが、墓じまいする方はどうなっているか、その辺も教えてください。

○議長（木村良博君） 民生部長。

○民生部長（成田毅彦君） お答えいたします。

墓じまいする方についてでございますが、一般的に合葬墓の利用を希望する方につきましては、例えば遺骨を埋葬するお墓がなく、自宅で供養されている方、お子さんがいらっしゃらないなど、お墓の継承者がいない方、墓じまいをしたいけれども、遺骨の改葬先がない方、お子さんにお墓の管理の負担をかけたくない方など、様々なケースがあるものと思われ、そのような方々のお墓の選択肢の一つになるものと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川議員。

○8番（長谷川榮子君） ありがとうございます。

最後に、配った資料、もう一度目を通していただきたいと思います。よくここまで調べていただきました。各地区の喫煙率というのが載っています。これでいきますと、男性は森田地区が圧倒的に多いです。稲垣地区がその2番です。パチンコ屋が多い柏地区がちょっと少ないのが意外だなど思っています。また、女性も森田、柏、稲垣地区が多いです。最近気になるのが、女性でも若い人が車を運転しながらたばこをくわえているというのを見かけて、とても気になるところです。皆さん、たばこは健康によくない、短命県返上のためにも、まずたばこをやめることに頑張りましょう。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（木村良博君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

◇ 秋 田 谷 建 幸 君

○議長（木村良博君） 第2席、4番、秋田谷建幸議員の質問を許可します。

秋田谷議員。

〔4番 秋田谷建幸君登壇〕

○4番（秋田谷建幸君） 第2席を賜りました五和会の秋田谷であります。私は、議員になって2期

目を迎えました。1期目の4年間を振り返り、これからの4年間をここにいる議員の皆様と一生懸命頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。今回私の質問内容ですが、大きく分けて2つあります。1つ目、公園の遊具について、次に2つ目、つがる市社会福祉協議会についてです。

まずは、1の公園の遊具についてですが、(1)の高齢者向け遊具について。通常公園に置かれている遊具と言え、一般的に子供用、あとはベンチなどであると思いますが、つがる市以外では高齢者健康遊具なるものが既に青森市やむつ市などで設置されているようです。市当局のほうでは、このような器具の存在は把握していましたか、またこのような健康器具の設置を導入するのはいかがでしょうか、お答えください。

次の(2)、その他スペースの活用について、こちらは後ほど2回目以降でちょっと質問したいと思っていますので、今回は飛ばしたいと思います。

次に、大項目2のつがる市社会福祉協議会についてであります。(1)、補助金の内容について、つがる市が社会福祉協議会に補助金として払っている内容を教えてください。

(2)について、現状について、今現在社会福祉協議会について、運営状況等分かっている範囲でお答えください。

(3)の今後の対応については、2回目以降に質問したいと思います。

これで1回目の質問終わります。

○議長(木村良博君) 市長。

[市長 倉光弘昭君登壇]

○市長(倉光弘昭君) 秋田谷議員の社会福祉協議会、いわゆる社協でございますけれども、この質問の1点目、つがる市社会福祉協議会への補助金の内容はいかがか、どうなっているのだということでございます。この補助金につきましては、令和4年度予算では本市から社協へ補助金として1事業、これが3,327万円、この額については令和5年度当初予算の額も一緒でございます。

次に、業務委託、これを社会福祉協議会さんのほうに委託していますけれども、その委託事業が13業務委託、委託料総額で8,689万3,000円、それから施設の指定管理、これが5つの施設で指定管理料の総額が5,525万7,000円となっています。今申し上げた額を足しますと、総数が19事業、総額で1億7,542万円となっているところであります。

なお、指定管理については、ただいま指定管理も申し上げましたが、その施設以外、介護サービス施設があるのですけれども、これが5施設あるのですが、それについては介護サービス事業実施による独立採算ということで、指定管理料は発生していないということであり、補助金の内容については以上でございます。

2点目、つがる市社会福祉協議会の現状について、今社協の現状を把握しているかというご質問でございますけれども、今市の社協の現状は、毎年度その事業計画、あるいは予算及び事業実績に

係る決算の報告は受けてございます。当然こちらのほうから補助金も支給している団体ですので、補助団体ということで監査の対象にもなりますし、いろいろ報告は受けておりますが、その都度担当部局の職員が法人の評議員となって、市社協の運営には参画しているという状況であります。

補助事業あるいは委託事業、指定管理業務、これについても、当然事業の実施体制及び実施の方法、それから予算の執行状況、それらについては詳細に把握をしております。当然ながら補助金を出している、あるいは委託をしているということで、詳細にはつかんでいるということでもあります。

しかし、ただ当市の社協でございますけれども、県内でも有数のというか、大きいほうでございますので、介護保険事業を含め、法人全体にわたる詳細な運営状況は把握していないということでもあります。それはなぜ把握しないのかというと、社協さんは社会性あるいは公共性が高い団体でございますけれども、あくまでもこれは個人の団体というか市役所とは関係ないということでもありますので、介護保険事業については社協さんのほうで独自に収入を上げてございますし、様々な活動もしていらっしゃると。ただ、関係ないと申し上げましたが、今冒頭申し上げたとおり、公共性の非常に高い団体さんですので、ですからそこに補助金を投入しているということもございます。その補助金についても、これは当然いかに公共性が高いとはいえ、補助金という名称がつけば、それはあくまでも市の持ち出し、いわゆる市税でその運営を補助しているという関係になりますので、その辺の社協さんと市の立ち位置は、微妙にやっぱり線引きをされるべきであると思っております。

関連する質問についてはまたお答えしますけれども、ほかの質問については、公園の遊具については担当部局より説明させますのでよろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（木村良博君） 建設部長。

○建設部長（工藤一志君） 私のほうからは、公園の高齢者向け遊具についてお答えいたします。

公園に健康遊具があることにより、高齢者の方が気楽に無理なく健康の維持管理に取り組むことが可能となり、高齢者のレクリエーションの場として利用価値が高まるものと認識しております。

今後は、市内に数多く公園がございますので、設置するとすればどのような場所がいいのか、またどのような健康遊具が適しているのか、また需要はどの程度あるのかなどを調査検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村良博君） 秋田谷議員。

○4番（秋田谷建幸君） ご回答ありがとうございます。それでは、2回目以降順次質問してまいりたいと思います。

高齢者向け遊具についてですが、かなり前向きな回答をいただいたので、もし設置するならばということで質問してまいりたいと思います。公園施設へ設置するとしたら、利用者が一番多いとされ

る銀杏ヶ丘公園等でモニタリングといった利用者がどのくらいになるのか、どのくらいの頻度で使われているとか、細かいところまでできないかも分かりませんが、そういう形で設置してみてもいいかかと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（木村良博君） 建設部長。

○建設部長（工藤一志君） 銀杏ヶ丘公園にモニタリング的に設置してはどうかということでございます。この銀杏ヶ丘公園につきましては、周辺人口も多く、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の市民が利用しており、遊具で遊びながら散歩する親子連れや児童生徒、グラウンドゴルフを楽しむ高齢者の方々など、たくさんの利用者が見受けられる公園でありますので、場所としては適していると思われまます。

今後は、この銀杏ヶ丘公園等の既存遊具の配置状況なども考慮しながら、利用者のご意見やご要望を参考に、安全面に配慮し、健康維持を目的とした高齢者向け健康遊具の導入について検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（木村良博君） 秋田谷議員。

○4番（秋田谷建幸君） ご回答ありがとうございます。何分高額な遊具、ちょっとネット等で調べてみたら、結構いいお値段していました。高額なものであるので、導入に向けて予算の問題もあると思いますが、コロナで出歩くことが制限されて、家の中で過ごすことが多くなっていたと思われるので、ぜひ外に出る目的の一つになればと思い、質問しました。何とかよい方向で検討のほうをよろしくお願いたします。答弁は結構です。

続きまして、先ほどちょっとスルーしましたその他空きスペースの活用についてであります。実は2018年、我がつがる市議会教育民生常任委員会が愛知県大府市を訪問した件があるそうです。私が選挙に出る三、四か月前だと思われるのですが、そのときに大府市役所の駐車場の公園スペースみたいなところに高齢者向けの健康遊具が設置されていたそうです。数枚写真も撮られていました。今では、大府市はおおぶ・のびのび広場という子供から高齢者までの遊具が数多く用意され、利用者もかなりいるようです。先ほどまでは、公園ということテーマに質問していました。その他の場所やスペースとなると、市当局の中で管轄担当が違うらしいので、できれば総括して総務部長に聞きたいと思ひます。

当市においても、空きスペース、例えばコミセンの草生えているところとか、あとは公民館などの空きスペースなどを利用して、そちらのほうにも設置するという事は可能かどうか、検討できないものかということでお答え願ひます。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 議員のほうから、公園以外の空きスペースといったものにも遊具を設置できないのかというご質問でございます。まず、健康遊具、高齢者、若年層含めまして、健康遊具の設置につきましては、やはり運動公園、そして公園、広場といった場所が他の自治体においても

多いように見受けられているところでございます。

この遊具に関しましては、先ほど議員がおっしゃられたように、お値段が結構いたします。これに加えて設置、そちらのほうにもまた費用がかかると、いわゆる初期費用、そちらのほうにもかなりかかると。これに加えて、点検、維持管理といったものにも費用が必要となりまして、設置する箇所に応じた財政の負担というふうになるのかなというふうに考えます。

まずは、先ほどご質問ありました公園への設置が高齢者のニーズ、設置する公園、そして設置数とかの規模、そして費用対効果などを含め、妥当であるかといった導入の検討を経まして、公園設置を経まして、その導入後の利用状況なども勘案して、公園以外の空きスペースへの遊具の設置といったものを検討していくのがいいのではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 秋田谷議員。

○4番（秋田谷建幸君） 確かにちょっと欲張ったような質問で、申し訳なかったと思います。確かに公園のほう、まず最初にモニタリング、もしできるのであればそちらのほうからやっていただければなど、高齢者に優しく、住みよいつがる市であればと思います。ぜひ実現になればなどと思いますので、何とぞよろしくお願いします。これで公園の遊具についての質問を終わります。

続きまして、2、つがる市社会福祉協議会についての2回目の質問に入りたいと思います。1回目の質問に回答いただいた補助金が総額で1億7,542万円ということですが、この金額は周辺自治体と比べた場合、事業規模に対する額、つがる市は少し大きいらしいのですが、同じレベルの補助金の支払いなのかどうかお答えください。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） それでは、市社協への2回目の質問についてお答えいたします。

周辺自治体との補助金の比較でございますけれども、本市と規模が同程度の県内外の他市との比較でございますけれども、地域福祉に係る事務局人件費等の補助金は、ほぼ同様の内容で補助しておりまして、大きな相違はございません。このほかに、人材を必要とする委託事業などについては、事務的経費と併せて人件費も含めた委託料を交付しておりますので、本市からの補助金等については、その内容等については問題はないと考えてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 秋田谷議員。

○4番（秋田谷建幸君） 事業規模に対して、補助金の額はつがる市と同規模の自治体と大きな相違はないということで分かりました。

それでは、このまま（2）の現状についての2回目の質問に入りたいと思います。事業規模に対する補助金の額は、他の自治体と大きな相違がないのに、今現在の状況が私に聞こえてきているところでは職員の賞与のカット、それに伴うかは分かりませんが、離職者の増加、この情報について

把握していますでしょうか、お答えください。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） 賞与とかの現状でございますけれども、これまでは市社会福祉協議会さんにおける各種事業については、滞りなく実施されているものと認識してございます。しかし、財務状況については、今後の事業実施に影響を及ぼすことが予想されるほど悪化している旨の報告を受けており、議員ご指摘の賞与の件についても把握してございます。特に介護保険関連の事業については、一部の事業において経営の悪化や離職者の増加により、法令にのっとりた体制による事業の実施に支障を来すことも予想される状況になりつつあると認識してございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 秋田谷議員。

○4番（秋田谷建幸君） ありがとうございます。社会福祉法人でありますので、先ほど1回目の市長の答弁のとおり、こちらの業務内容に関して直接関与できないのですが、このままにしておいてはいずれ大変なことになると思います。答弁は結構です。

次の3の（3）の今後の対応についてのほうに参りたいと思います。今後の対応についての質問に入りますが、社会福祉法人は法人であり、先ほど言ったとおり中身についてここで議論するのは少し違うのかもしれませんが、地域にはなくてはならない組織であり、運営状況があまりよくないと聞きましたので、あえて質問させていただきました。今後市としての関わりをどのようにしていくのか。できれば少し積極的な回答をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木村良博君） 市長。

○市長（倉光弘昭君） 今担当部のほうからは、賞与のカットであるとか離職者も出ている状況を把握しているという答弁がございました。現場レベルでは、そういうふうな報告を受けているのだろうと思ってございます。

私先ほど申し上げましたとおり、基本的には社協さんは一法人、民間の一法人なのだとということでございます。ただ、普通の法人と違って公共性が高く、市が目指す介護の計画の中での介護事業もやっただいています。そういうことを考えれば、社協さんがそういう経営難に陥っているというときには、外からただ指をくわえて見ているということはないと思います。

社協さんの経営状況ですけれども、賞与カットもあつたでしょう。それから、離職者も増えていたでしょう。賞与カットについては、今現在社協さんが持っている資金の残高、いわゆる留保資金の中で当面はその対応をすべきことであるというふうに考えてございます。

社協の存在意義は何だということになれば、それは地域の住民の皆さんが福祉の担い手であると同時に、受け手でもあるのだという、本来市がやらなければならないであろうことも一部担っているというのも事実でございますので、社協さんが経営を、あるいは事業を実施していく上で、では財源は何になるのと。補助金100%では当然経営はできませんし、補助金もある。それから、こちら

から委託をするということは、向こうにとっては受託事業ですので、受託金もある。寄附金も当然いただかなければいけない。共同募金の配分もちゃんと自分たちで活性化させて、それも財源の一部として当然認められていますので、それも強化しなければいけない。それから、介護保険の収入についても、介護保険事業の中で国が介護職員の待遇を改善したときには、しっかりそれを職員に反映させてやる。様々な事業をやりながら、では今現在の経営の難しくなっている原因は何かということをしっかり両方で突き止めながら、把握しながら、ではどうやって改善していけばいいのか、その相談には乗るし、こちらからも出向いていく必要があるのではないかなと思っています。

いずれにしても、様々な問題があるのは分かってございますけれども、この現状を改善するために本市がどのように関わっていくかということでございますけれども、これに尽きるのですが、見放しはしないと。ちゃんと相談に乗って、何が原因でどこがまずいのか、どこがいいのか、ではどこを伸ばせばいいのか、その辺についてもはっきり協議しながら、社協さんと市も共存していくつもりであるということを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（木村良博君） 秋田谷議員。

○4番（秋田谷建幸君） 市長、ありがとうございます。このネットで聞いているかどうか分かりませんが、働いている、離職を考えている方も、少しはもうちょっと待ってみようという、そういう気持ちになってもらったのではないかなと、ちょっと安心しているようなところあります。

働く人は、その組織にとって宝物であるはずだと思います。物価高騰の中、賞与のカット、法人格を持った組織において、そういうことはいかかなものかと思います。むしろ給料をアップしようとする世の中の企業がかじを切っているのです。できる限り積極的に、早めに関与して、現状を打破してもらいたいと思います。何とかよろしくお願いします。答弁は結構です。

これで私の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 以上で秋田谷建幸議員の質問を終わります。

ここで休憩します。11時20分から再開します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 三 橋 あ さ み 君

○議長（木村良博君） 第3席、2番、三橋あさみ議員の質問を許可します。

三橋議員。

〔2番 三橋あさみ君登壇〕

○2番(三橋あさみ君) 皆様、おはようございます。第3席を賜りました三橋あさみでございます。質問に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。去る1月22日に行われましたつがる市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支援により初当選させていただきました。市民の皆様に深く感謝すると同時に、皆様の思いを重く受け止め、市勢発展のため一生懸命に頑張っております。何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。初めに、乳幼児・すこやか医療費助成制度について質問いたします。国の医療制度においては、小学就学前は2割負担、小学生以上は3割負担となっておりますが、子供の健康増進や子育て世代の経済的負担の軽減などを目的に、多くの自治体が独自に助成制度を行っております。内容も様々で、対象年齢も各自自治体で違いがあります。支給方法も、窓口で自己負担分を支払わなくてもよい現物支給や、自己負担分を支払い、後で償還を受ける方法などあり、その他所得制限や一部負担金があるなど、様々なようです。本市におかれましては、来年度より高校生まで医療費助成が拡充される予定と伺い、とても喜ばしく思っております。早速高校生のお子さんがいらっしゃる方から、うれしい、助かるといった声が寄せられておりました。

そこで、確認の意味も含め、本市の乳幼児・すこやか医療費助成制度の概要についてお示ください。

次に、子宮頸がんワクチンについて質問させていただきます。子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス(HPV、以後HPVと言います)の感染を防ぎ、子宮頸がんを予防できるワクチンとして、世界保健機構、WHOが推奨しており、世界110か国でワクチン接種が行われております。子宮頸がんは、子宮の出口に近い子宮の頸部にできるがんで、以前は40歳から50歳代がピークでありましたが、近年では20歳代から増え始め、30歳代がピークとなっております、問題視されております。国内では、約1万1,000人ががんを発症し、約2,800の方がお亡くなりになり、30歳代までに年間1,000人の女性が治療で子宮を失ってしまうと国立がん研究センターで公表されております。子育て世代の母親が家族を残して亡くなるケースが多いため、マザーキラーとも呼ばれております。

子宮頸がんのほとんどが性的接触によるHPVの感染が原因で発症することが分かっており、現在2価または4価のHPVワクチン接種により、50から70%発症を予防できるとされております。日本では、平成23年から公費の定期接種となり、小学6年から高校1年までの女子を対象に、無料で受けられるようになりました。しかし、副反応と疑われる報告が相次いだため、同年厚生労働省は定期接種のまま積極的な接種勧奨を差し控えました。その後、接種による有効性が副反応のリスクより明らかに上回るとし、令和4年度から9年ぶりに積極的勧奨が再開されるというエピソードがございます。

現在小学6年から高校1年まで、定期個別接種が進められております。また、積極的勧奨が差し

控えの期間に接種を逃した方へ、いわゆるキャッチアップ接種として、平成9年から平成17年生まれの女子を対象に、令和7年までの期間を設けて接種を進めております。

そこで、質問でございますが、本市のHPVワクチンの接種状況をお示してください。また、積極的勧奨が差し控えられ、接種の機会を逃した方、キャッチアップ接種への対応や接種状況についてお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 三橋議員の1点目、乳幼児・すこやか医療費助成制度、この概要についてお答え申し上げます。

最初に、制度の概要でございます。乳幼児医療費助成制度、これは生まれてから小学校入学前までの乳幼児を対象に、医療費の自己負担分を全額支給するというものでございます。ただし、保護者の所得制限があるということでございます。令和4年度予算では、この対象乳幼児をおよそ880人、これを見込んで総額3,255万6,000円、これを予算化しているという状況であります。

次に、すこやか医療費助成制度ですが、これはいわゆる医療費無償制度でございますが、本制度は中学校卒業までということを対象に、医療費の自己負担分を全額支給するというものでございます。これにつきましては、所得制限はなしということでございます。この制度に対する令和4年度予算の状況ですけれども、対象児童数はおよそ1,600人、これを見込んで、支給総額5,201万7,000円、これを予算化して実施しているという状況であります。

先ほどの乳幼児医療費助成の所得制限により、対象外となった乳幼児を持つご家庭に対して、本制度の助成対象となりますので、外れても対象になりますので、本市の中学校卒業までの全ての子供の医療費は、現在は無料となっている状況であります。

本市の子供に係る医療費の助成ですけれども、中学校卒業までを対象に、今申し上げましたとおり実施してきたところでありますが、子育て世代の方々の経済的あるいは精神的な負担を軽減しようということで、改選前の議会でもよくご指摘を受け、要望も受け、それを受けて、令和5年度からは当初予算のほうに高校生までを無償にするということで、必要な予算を当初予算に計上したというところであります。

当然中学校から、もう3年延ばして高校生までということでもありますけれども、それが本市のお子さんを持っている家庭が少しでも経済的に、あるいは精神的に負担が軽減されるよう願っておりますが、いずれにしましても令和5年の当初予算のほうに計上しておりますので、議員各位のご理解と議決をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかの質問に対しては、担当部局より説明させますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） 私のほうからは、三橋議員の子宮頸がんワクチンについての質問についてお答えいたします。

最初に、ワクチン接種の現状でございますが、本市においてはHPVワクチンの接種を平成23年7月から開始していましたが、先ほど議員の質問にもありましたとおり、副反応などの問題により、厚生労働省から接種の勧奨を控えるよう通知がありましたので、平成25年度から積極的な接種の勧奨を差し控えていました。その後、安全性について確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められたことにより、個別接種の再開が可能となった旨の通知が厚生労働省からあったことを受けて、令和4年4月から他の定期予防接種と同様に、個別のワクチン接種の勧奨を再開しております。

本市では、平成25年度から令和3年度まで接種の勧奨を差し控えていた時期においても、接種の希望をされた方には医師と相談の上、接種を可能とし、接種費用の公費負担も実施しておりました。接種の積極的な勧奨を再開した令和4年4月以降については、ワクチンの接種対象者全てに接種勧奨の通知を発行し、公費負担による個別医療機関での接種を実施しております。令和4年12月末現在の接種状況でございますけれども、接種の対象となる小学校6年生から高校1年生に相当する総数557人に対し、ワクチン接種者が103人で、接種率が18.5%となっております。

なお、接種勧奨を差し控える以前の接種率でございますが、平成23年度が69.7%、平成24年度が33.8%であり、接種勧奨を差し控えていた時期の平成25年度から令和3年度の9年間は、ほぼゼロ%に近い接種率となっております。

次に、積極的な接種の勧奨を控えていた時期の接種対象者、いわゆるキャッチアップ対象者といえますけれども、このキャッチアップ対象者への対応についてでございます。本市では、勧奨を差し控えていた9年間に未接種となっている全ての方に接種勧奨通知を送付し、併せて市広報とホームページにおいても周知してございます。令和4年12月末現在におけるキャッチアップ対象者の接種状況でございますけれども、接種対象者数が897人に対し、接種者数が89人で、接種率が9.9%と低くなっております。これは、子宮頸がんについての認知とワクチンの有効性の理解不足、さらには年齢的にワクチン接種の18歳以上で既に出産している方もいることから、接種率が低い要因と考えてございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 三橋議員。

○2番（三橋あさみ君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。2回目の質問に入らせていただきます。

乳幼児・すこやか医療費助成制度について、改めて子育てするに当たり、とても心強い制度と認

識いたしました。今回高校生まで拡充されることで、生まれてから高校卒業まで医療費の心配がなくなり、ますます充実したものとなると思います。

今回新たに対象者となられる方もいらっしゃると思いますが、申請方法はどのようになっていますでしょうか。また、申請にオンラインなど活用できないか伺います。

次に、HPVワクチンについてですが、23年の開始時期は70%近くあり、よい滑り出しと思われましたが、差し控えの期間が長かったためか、積極的勧奨が再開された今年度でも18.5%、キャッチアップ接種の状況も個別の通知や広報、ホームページでお知らせしたとのことでしたが、9.9%と、全体的に思っていたより少ない印象を受けました。前年度の差し控えられていたときに比べると、確実に増えていることは確かではございますが、勧奨差し控えの期間が長かったこと、ワクチンに対する不安感、不信感もあったのかもしれない。また、ご答弁にあったように、認知、理解不足など、様々考えられると思います。これは、本市に限ったことではないようですが、やはり子宮頸がん予防のためにも、多くの対象者にワクチンを接種していただきたいと考えます。

そこで、今後の対応についてお示してください。

これで2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） それでは、三橋議員の2回目の質問の最初に乳幼児・すこやか医療費助成制度申請方法、そして申請を簡略化できないかとの質問にお答えします。

まず、申請方法についてでございますけれども、乳幼児医療費、すこやか医療費助成両制度とも、保護者に来庁の上、申請書に必要事項を記入いただき、医療費受給資格者証の交付を受けることにより、医療機関の窓口での支払いがなくなる、いわゆる現物給付が受けられることとなります。

議員提言の申請の簡略化でございますけれども、申請の段階で所得情報閲覧確認への本人の同意や加入医療保険証の確認、そして扶養の確認などのため来庁していただくことが必要であり、簡略化については現状では難しいものと考えてございます。しかしながら、申請様式の簡素化や書かない窓口の導入など、市民の負担を少しでも軽減できるものを取り入れるよう検討してまいります。

次に、子宮頸がんワクチンの接種率を高めるために方策はどの質問でございますけれども、先ほど述べましたが、ワクチンの接種率は令和4年度で18.5%、キャッチアップ対象者が9.9%と、低い接種率となっております。この接種率を高めるために、未接種者への方へは、翌年度に再勧奨の通知をし、接種可能年齢時期が過ぎるまで接種の勧奨を継続します。

また、子宮頸がんについての知識、ワクチンの有効性について市民への理解を深めていただくよう、広報やホームページをはじめ様々な機会を利用し、周知や啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 三橋議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございます。すこやか医療費制度の申請についてですが、

来庁の上、医療費受給資格証の交付を受け、資格証で現物給付を受けることができるということと、あと現段階ではオンラインなどの申請は難しいということで理解いたしました。対象者となられる保護者の方の中には、会社勤めで休みが取りづらい方や、地域的に遠方の方もいらっしゃると思います。漏れなくスムーズに申請ができるようお願いしたいと思います。子育て世代の方が安心して子育てできるよう、また子供たちの健やかなる成長を願いつつ、この質問は終わりにさせていただきます。

次に、HPVワクチンの接種の対応についてでございますが、その中でちょっと確認したいのですが、接種可能年齢が過ぎるまで再勧奨の通知をするということでしたが、通知のタイミングなど、具体的な方法を教えてください。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） 勧奨通知の具体的な方法との質問でございますけれども、勧奨通知は対象者本人に個別に発送しておりますが、未成年者の対象者へは保護者宛てに通知してございます。令和5年度は、新たに対象となる方へは4月に、未接種者への再勧奨通知は未接種者が確定する5月以降、早い時期に発送を予定してございます。そして、未接種者への再勧奨通知発送の際に、未接種の理由やワクチン接種への意見などを記入するようなアンケート用紙を同封して、未接種の理由などの実態把握に努め、接種率のアップにつなげたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございます。個別に対象者ご本人宛てに、未成年者の方には保護者宛てに通知するという、またワクチンを受けていない方には継続して通知していただけるということで、感謝いたします。4月、5月と、年度初めと多忙な時期とは存じますが、何とぞよろしく願いいたします。

個別に接種されることは、ワクチン接種の機会が増す重要なことと認識しております。もちろん広報やホームページなどで広く周知していただくことも大切だと思います。接種を受けるか受けないかを決めるのは、あくまでも保護者であり、対象者ご自身です。通知を受け取ることでワクチン接種を考える機会となり、送られてきた内容で理解し、判断できる材料となり、接種につながっていくと思います。対象年齢が小学6年からキャッチアップまでの方となると、小学6年、中学生、高校生、成人までと、幅広い年齢層になります。保護者の方ももちろんですが、対象者ご自身もこのワクチンの方が分かりやすいよう、各年齢に応じたリーフレットやワクチンについての公式ホームページにアクセスしやすいようなQRコードを添付するなど、ぜひ工夫した情報提供をお願いしたいと思います。特にキャッチアップ接種には期限があります。対象者も高校を卒業すると、ますます接種の機会が少なくなるのではないかと危惧しております。今回未接種者の方へアンケート調査もなされるとのことで、接種される方が増えるよう期待いたします。

子宮頸がんは、今は比較的若い年代の方に発症するがんでございます。年間1万1,000人が罹患し、子供を産めない体になる方、小さなお子様を残して亡くなる方もいる、女性にとっては命と人生に関わる病気です。現在それをワクチンで防ぐことができます。対象者が一人でも多く接種していただけるよう、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

また、がんの発生を90%予防できるとされる9価ワクチンも定期接種できるようになるとの情報もあります。そちらも併せて情報提供していただきたいと要望し、これで私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で三橋あさみ議員の質問を終わります。

本日の一般質問はここまでとします。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 明日は午前10時に会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午前11時46分)

第 3 号

令和 5 年 3 月 7 日 (火曜日)

令和5年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

報告第2号 専決処分した事項の報告の件

（専決第4号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）

議案第4号 令和4年度つがる市一般会計補正予算（第13号）案

議案第5号 令和4年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第6号 令和4年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案

議案第7号 令和4年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第8号 令和4年度つがる市下水道事業会計補正予算（第5号）案

議案第9号 令和5年度つがる市一般会計予算案

議案第10号 令和5年度つがる市国民健康保険特別会計予算案

議案第11号 令和5年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第12号 令和5年度つがる市介護保険特別会計予算案

議案第13号 令和5年度つがる市下水道事業会計予算案

議案第14号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案

議案第15号 つがる市車力ふれあい会館条例を廃止する条例案

議案第16号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第17号 つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第18号 つがる市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案

議案第19号 つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第20号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第21号 つがる市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第22号 つがる市健康診査等費用徴収に関する条例の一部を改正する条例案

議案第23号 つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第24号 つがる市運動施設条例の一部を改正する条例案

議案第25号 つがる市緑地等利用健康増進施設条例の一部を改正する条例案

議案第26号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

(つがる市稲垣堆肥センター・つがる市稲垣有機物資源活用センター・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫A棟・つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫B棟)

日程第3 予算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	葛 西 岷 輔
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	坂 本 潤 一
財 政 部 長	木津谷 昭 弘
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	山 崎 和 人
教 育 部 長	三 上 恒 寛
選挙管理委員会事務局長	三 上 雅 弘
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 田 光 世
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	粕 谷 竜 一
消防本部総務課長	工 藤 真 史
消 防 次 長	三 浦 一 仁

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議事総務課長	川 村 博 文
課 長 補 佐	蝦 名 宏 泰
議 事 係 長	福 士 寿 幸

◎開議宣告

○議長（木村良博君） ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
日程第1、6日に引き続き一般質問を行います。

◇ 平 田 浩 介 君

○議長（木村良博君） 第4席、1番、平田浩介議員の質問を許可します。
平田浩介議員。

〔1番 平田浩介君登壇〕

○1番（平田浩介君） 改めまして、おはようございます。第4席を賜りました五和会の平田浩介でございます。このたび市議会議員選挙において初当選し、皆様の仲間入りをさせていただき、非常に光栄だと思っております。そして、本日初めての一般質問ということで、大変緊張しておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、質問に入らせていただきます。まずは、子育て対策について質問させていただきます。つがる市は、子育て対策として第2期子ども・子育て支援事業計画策定の下、子ども・子育ての基本理念、基本的視点、基本目標、基本施策を定め、計画的に進められ、ほかの市町村に比べても充実しているように私は感じております。そして、それに関連して2点確認させていただきます。

1点目は、計画の推進に当たって、計画の進捗管理、達成状況を評価し、年度ごとに公表するとされておりますが、令和2年度、令和3年度分について、いつ、どのような形で公表されているのかを教えてくださいたいと思います。

2点目は、本計画は令和2年度から6年度までの実施期間として計画されておりますが、半分の年数が過ぎましたが、その達成率は幾らぐらいになっているのか教えてくださいたいと思います。

次に、市勢要覧発行について質問いたします。私は、県内外の会合や研修会に参加する機会がよくあり、その際によく手元に関係資料とともに配られるのがその開催地の市勢要覧です。その市町村の沿革はもちろんのこと、地域の歴史や文化、経済や産業、人口や統計指標などをまとめた冊子で、その開催地の地域の状況が一目瞭然に分かるものが市勢要覧となっております。その地域を理解するには、非常に役立つものとなっております。

そこで、つがる市ではどのような目的で作成し、どのような活用をされているのかを教えてくださいたいと思います。また、2007年に作成してから一度も発行されておりませんが、改訂版の発行の予定があるのか教えてくださいたいと思います。

次に、総合体育館について2点質問させていただきます。1点目は、つがる市総合体育館のプレオープンが令和5年4月8日から令和5年5月21日まで、施設の一部を無料開放するという一方で、もう既に多くの団体から予約が入っていると思われる。そこで、現状の予約方法はどのようになっているのか、また今後はどのような予約方法を計画しているのか教えてくださいたいと思います。また、使用料について減免などはあるのかを併せて教えてくださいたいと思います。

2点目は、国民スポーツ大会に向けた取組について質問いたします。2026年青森県で国民スポーツ大会が開催されます。つがる市は、バレーボール少年少女と柔道全種別の開催地となっております。そこで、つがる市として国民スポーツ大会に向けた取組や、リハーサル大会や強化選手育成などの計画等はあるのかを教えてくださいたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。平田議員のご質問にお答えします。

まず、子ども・子育て支援事業計画書の推進について2点ご質問がありました。公表状況と進捗状況はいかがかということでございます。まず最初に、子ども・子育て支援事業計画の公表状況についてご説明申し上げます。本支援計画については、平成24年に制定されてございます子ども・子育て支援法に基づいて、各自治体が5年を1期としてこの計画を定めるものでありまして、本市においても平成27年3月に第1期計画を策定してございます。令和2年3月に令和2年度から5年間の計画期間として第2期計画、これを策定してございます。

子ども・子育て支援計画の年度ごとの具体的な目標数値の公表状況につきましては、市ホームページに本事業計画を掲載し、公表してございます。また、本事業計画に示す目標数値、これに関しましては、先般2月27日に行われましたつがる市子ども・子育て会議において、本事業計画の中間年の見直しということを議題といたしまして、お諮りしたところであります。各委員から様々な意見を頂戴したところでございます。その際の貴重な意見を参考として、今後の目標数値の見直しを図るという予定でございます。

議員ご質問の計画の公表については、その方法と内容が十分でなく、広く市民に周知されていない状況にあるというふうに認識してございます。したがって、市民からの様々な意見等を取り入れるためにも、方法等を新たに検討しながら周知啓発に努めてまいりたいと、そう思っております。

次に、本事業計画の進捗、達成状況についてでございます。少子化が急速に進んでいる現在、平成31年から令和4年までの各年の出生数が約130人程度と、平成28年、29年は約180人ございましたが、130人程度に伸び悩んでいるという状況から、さらに新型コロナウイルスの影響もあって、計画に掲げている保育所や認定こども園を利用する児童数並びに地域子ども・子育て支援を担う各事業において、数値的な目標には達していない状況となっております。

各事業の目標値の達成は、困難な状況であるというふうに考えてございますが、少子化対策の実効性のある施策、事業の展開が急がれており、また少子化対策を強力に進めていかなければならないという現状を鑑みれば、本事業計画の目標に掲げている子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、令和5年度から保育料の無償化、そして児童クラブ利用料の無償化、さらには高校生までの医療費無償化、これを実施いたします。

今後も本事業計画に掲げている各種目標に取り組むことによって、安心して子供を産み、そして育てられる社会となるよう、子育て支援の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、市勢要覧の発行についてのご質問がありました。まず、市勢要覧の発行の目的と活用方法はいかがかということでございます。この市勢要覧は、5町村が合併し、つがる市が誕生した際に、新生つがる市の魅力を市内外に発信するために、いにしえから現在のつがる市をご理解していただくという目的の下、本市の風土、特産品や祭り等について掲載し、本市の季節の移ろいを実感できるよう、風景等の写真をふんだんに用いて写實的に編集したものであります。この要覧は、企業を誘致するための事業や観光のPR事業にも活用できるよう、平成17年度に資料収集等の原案作成に取りかかり、平成19年3月に3万部を発行したものであります。

発行後は、新市の情報を共有するため、市民に対し毎戸配布を行い、それとともに公共施設の窓口で来客者の閲覧に供したほか、視察に訪れた方々や希望した団体等に対して、あるいはさらには数多くのイベントにお越しいただいた来客者に対し、無償で配布を行ったところであります。

次に、この市勢要覧の改訂版の発行予定はあるのかというご質問でございます。現在社会状況がSNS等のインターネットの普及によって、情報を伝達するという手段は様々な方法を用いることができるようになった現在から見れば、観光等のPR活動等における情報発信、これが主にインターネット上で行われている現状から見れば、本市の概要や魅力等を伝える手段は、やはりホームページ等において、いわゆるネット上で発信することが可能であること、そして遠くの地から本市について知りたいと考えている人に対しても、冊子では迅速な対応ができないことなどを考えて、総合的に考えれば、新たに発行することは現段階では考えていないということでございます。

また、本市を訪れた方など、特定の方に対する配付になりつつあるという、仮に紙ベースで配付するとすれば、特定の方に対してだけ配付になるという現状と、SNS等インターネットによる発信に重きを置き、市勢要覧の作成は行わない流れになってきている他市の状況も踏まえれば、本市においても今後はいつでも、どこでも、どこからでも本市の情報、あるいは魅力を知る、探ること

ができるように、SNS等を駆使して発信していく方法を考えていきたいと、そう考えてございます。

その他の質問については担当部より説明させますが、いずれにしても情報伝達手段が多様化している現在においては、やはり紙ベースよりもそういうネット系のほうがよろしいのではないかなど、今当市では考えているということであります。

以上であります。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） おはようございます。私からは、平田議員からのご質問3点目の総合体育館についての（1）として、施設の予約や使用料についてお答えいたします。

まず、施設の予約についてですが、基本的に3種類の予約方法がございます。まず1つ目が電話による予約です。現状では、総合体育館の電話開通が3月中旬くらいとなる予定ですので、所管課である社会教育スポーツ課で予約を受け付けております。

2つ目が直接総合体育館に来館しての予約です。こちらは、受付において空き状況を確認し、予約する方法です。指定管理が4月1日から開始されますので、それ以降は直接総合体育館で予約することができます。

3つ目は、公共施設予約システムによるインターネット予約です。こちらは、今年度市で構築を進めておりますもので、総合体育館は4月からこのシステムにより予約が可能となります。

次に、施設の利用料についてお答えいたします。各諸室の利用料金については、条例において規定されておりますので、議員のご質問のありました利用料の減免についてお答えいたします。まず、減免となる利用体系は、6つのケースがございます。1つ目が市や教育委員会が主催または共催して利用する場合、2つ目が市内の学校や幼稚園、保育所、認定こども園が公益または教育のために利用する場合、3つ目が市の障害者団体が公益または福祉増進のために利用する場合、4つ目は市スポーツ少年団に登録している団体が利用する場合、ここまでの4つのケースについては、減免率は100分の100、いわゆる100%減免で利用することができます。

次に、5つ目は、市または教育委員会の後援を得て公益のために利用する場合でございます。この場合は、減免率は100分の50で50%減免となります。

最後に、6つ目ですが、教育委員会が認定した社会教育関係団体が利用する場合、これは減免率は100分の50、50%減免となります。これらは、つがる市総合体育館条例施行規則で規定されてございます。

次に、2つ目のご質問であります国民スポーツ大会に向けた取組についてお答えいたします。まず、国民スポーツ大会のリハーサル大会についてですが、リハーサル大会は令和7年度を開催年度として計画されております。現状として、県において正式決定となっておりませんので、その詳細はお答えできませんが、リハーサル大会ですので、本市では実施予定の柔道競技などの競技におい

て、国民スポーツ大会本番を想定した大会が開催されるものと想定されております。リハーサル大会については、県より開催自治体に対し、各種調査も行われている状況です。ですので、今後ご報告できる状況が整い次第、住民周知や市議会への情報提供などを行っていきたいと思っております。

次に、選手強化の取組についてですが、現在県の競技力向上対策本部において、青森県競技力向上基本計画に基づき、選手強化に取り組んでいる状況です。この計画により実施されている強化事業ですが、県では強化拠点校及び強化指定選手を指定し、その活動を支援するための補助を交付しております。令和4年度つがる市において、車力中学校女子柔道部、木造高校柔道部男女が拠点校として指定されております。

つがる市における選手強化については、現状では実施しておりませんが、令和5年度は県から指定された強化選手などについて、どのように選定されているのか調査を実施し、強化指定を含め、強化につながる施策としてどのようなものが必要であるか適正に見極めながら、強化策の検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 平田議員。

○1番（平田浩介君） 答弁ありがとうございました。まず、子ども・子育て支援事業計画については、地域全体で子育てに対する負担や不安への理解を含め、暮らしやすい、子育てしやすい環境を整えるという基本理念にもありますように、私も一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、本計画をいま一度精査していただきまして、子ども・子育て環境がより一層充実できますよう、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、市勢要覧についてですが、2回目の質問をさせていただきます。紙ベースでの発行は難しいということで、理解しました。ただ、SNS等を駆使して発信していくということでございましたが、どういった方法を今現在考えておられるのか教えていただきたいと思います。

また、広報つがるにつがる市のホームページのトップページに飛ぶように、QRコードを常に載せていくことはできないのでしょうか、その2点質問いたします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） おはようございます。私のほうからは、SNS等を駆使した発信方法の中身及びQRコードのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど市長が申し述べましたことと若干ダブるところもございますけれども、まずはスマートフォンの普及によりまして、新たな情報を入手する手段としてSNSを閲覧する方々が増加しておりますことから、この令和5年度中にラインを活用した情報配信を実施するという予定でございます。これによりまして、防災情報を含めまして行政情報を多くの方々に発信でき、拡散していただくことも可能となります。また、最新の情報にも更新しやすいという利点もございます。相手方と市との双方向でのやり取りも可能であるということから、効果的、効率的な情報発信ができる

ものと考えております。

次に、これと併せまして、ホームページのリニューアルを令和5年度中に行いまして、令和6年度からの運用を開始したいと今考えております。昨今ホームページにつきましても、スマートフォンで閲覧される方が多いといった状況から、スマートフォンでも見やすいトップページ的设计でございますとか、情報が市民目線で分かりやすいといった点に留意しましてリニューアルを進めてまいりたいと、このように考えてございます。

もう一つ、QRコードを広報にということでございますけれども、どの場所がよろしいのかというところも含めながら、担当課のほうで協議していただくということでございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 平田議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。つがる市は、今大きく躍動しております。亀ヶ岡遺跡と田小屋野貝塚が世界遺産に登録されました。国民スポーツ大会も開催されます。多くの方がつがる市に訪れる機会が増えてくると思います。市民の皆様だけではなくて、全国、また世界の方がつがる市の魅力に触れ、全世界の方につがる市の魅力が発信できますように、ぜひ広報活動のほうを頑張っていたきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、総合体育館のことについて2回目の質問をさせていただきます。先ほど使用料等は、つがる市総合体育館条例施行規則に規定されているというご答弁がございましたが、その規定はどのように確認することができるのでしょうか。また、市民の皆さんが個人で使用する場合には、減免等はあるのでしょうか。

そして最後に、スポーツジム施設も整備されていますが、そちらのほうの設置基準はどのようになっているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） それでは、平田議員の2回目のご質問についてお答えします。

まず、総合体育館条例施行規則は、どこで確認できるのかということですが、つがる市のホームページでご確認することができます。しかし、規則等へ即座にアクセスすることはできず、何度かサイトを開かなければならない状況でございますので、今後整備されます総合体育館のホームページにも掲載し、より簡単に、分かりやすく利用者に御覧いただけるように工夫していきたいと考えております。

次に、市内の一般の使われる方の優遇というか、そういうことについて減免等はあるのかということなのですが、市内と市外の利用の考えについてですが、一般で利用される方については、基本的に市内、市外とも同額となっております。ただし、市内の方が利用される場合は、団体として継続的に利用されることから、先ほど申しましたとおり、つがる市の社会教育関係団体として認定されれば、50%の減免で利用することができます。この認定は、市内の方が8割以上いなければ

構成できないということで定められておりますので、市内の団体の方は認定されません。そのようなことを活用することによって、市内の方と市外の方との利用に違いが図られるものと思います。

3つ目のトレーニング機器の設置に関する基準でございますが、基準等についてはございません。設置を検討するに当たっては、健康づくりセンターにもトレーニング機器が設置されていることから、それらとは違った機器を選定いたしました。トレーニングルームの利用料については、体育館の運営上非常に重要なものであるため、専門的な機器を選定し、料金徴収に見合ったトレーニングルームの運営となるよう、機器等を検討したものでございます。

今後は、機器選定だけでなく、利用者のニーズに合ったトレーニングメニューを提供するなど、さらなる検討を加えていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○議長（木村良博君） 平田議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。総合体育館は、つがる市の魅力の一つとして存在し続けていかなければならないと思っております。そのためには、多くのクラブや市民の皆さんに利用してもらうのはもちろんなのですが、多くの大会やイベントが開催され、常に予約がいっぱいの状況でなければならぬと思っております。ぜひ使用料も含め、使いやすい、利用しやすい体育館運営をしていただきたいと強く思っております。

また、つがる市の子供たちが夢を追い続けられる環境の一つとして、体育館を利用し、世界で活躍できる人材へと成長できるように、つがる市でぜひ子供たちを応援していただきたいと強く思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問は終わりますが、最後に初めての一般質問ということで、非常に緊張して分かりにくい質問もあったかと思いますが、ご丁寧にご回答していただきまして、誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

これで終わります。

○議長（木村良博君） 以上で平田浩介議員の質問を終わります。

◇ 齊 藤 渡 君

○議長（木村良博君） 第5席、5番、齊藤渡議員の質問を許可します。

齊藤議員。

〔5番 齊藤 渡君登壇〕

○5番（齊藤 渡君） おはようございます。第5席、5番、絆心会の齊藤渡です。改選後、初めての一般質問になります。よろしく願いいたします。今回、私のほうからは1点、これは以前も質問してございますが、地域内交通について、1点だけ質問をさせていただきます。

まず、今回この地域内交通を取り上げた理由でございますが、選挙を通じまして、私稲垣でござ

います。特にこの話は、国道の通っていない、かつJRが通っていない、バスが主流の稲垣地区ということをお話を進めてまいります。

稲垣地区で、ある高齢の女性の方にこのように言われました。諸般の事情で車を手放したその瞬間から、買物に行くのに非常に不便していると。以前は、木造町内にもむつ市に本店があるスーパーがございますが、こちらのほうが買物バスというものを出していたので、それに乗って買物には行けたのだけれども、今はその買物バスが運行中止になっているということでございました。それでいて、では豊川線に乗って五所川原に行くと、こういうふうを考えますと、1日3便の便数で、病院に行ったりすると、ややもするとお昼のバスに間に合わず、帰ってこられないと、こういう要望というか、現状のお話がございました。これらのような稲垣地区におけるお車を持たない方々のためには、やはり行政による地域内交通という考え方が非常に大事になってくると思います。

そこで、私のほうから2点お伺いをいたします。まず1点目、本市における地域内交通の具体的な取組事例と実情についてお知らせ願います。

2点目、地域内交通に関する今後の展望について、こちらのほう合わせて2点質問をいたしますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の地域内交通についてでございますが、本市における地域内交通のいわゆる現状、どうなっているのだということでございますけれども、これについてお答え申し上げます。市内の地域内交通としては、2018年の弘南バス路線の廃止に伴って、市が運行を開始した吹原線、柏線、下繁田再賀線が現在予約制の乗合タクシーで運行しているという状況であります。また、市内小中学校での通学用スクールバスのほか、つがる西北五広域連合つがる市民診療所が実施している送迎用病院バス、民間の事業者が地域貢献策として、現在路線バスが走っていない一部区間を実証運行している予約制の乗合車両、これがあるということでございます。これが現状でございます。

広域的な路線バスとしては、弘南バス株式会社が運行している五所川原一鱒ヶ沢線や、議員ご指摘の豊川線などがありますが、5つのバス路線が市内を運行している状況だと、これが今の現状でございます。

次に、地域内交通に関する今後の展望はあるのかというご質問でございます。非常に難しい問題で、一朝一夕にはこれもまたなかなか解決できない問題ではございますが、地域内交通をはじめとする公共交通については、人口減少等の影響も当然ありますし、全国的に見ても利用者が減少しているというのが実情であります。しかしながら、議員がご指摘のように、いわゆる買物難民と申しましょるか、交通弱者と申しましょるか、買物に行くための手段がない人たちのためにも、そ

う通院、通学、買物、たくさんの市民の皆さんの生活に欠かすことができない移動手段として、バスや鉄道があるのだというふうに当然考えていますが、そういう交通機関の役割は、ますます今後便数が減ったり、そのバス路線の廃止があるにしても、逆にこれからますます重要になってくるのだと思ってございます。

それに対して、本市といたしましては、路線バス事業者やタクシー事業者、これなどと連携、協力しながら、運行の効率化や利便性を確保しながら、日常生活に必要不可欠な交通手段を将来にわたってやはり維持、確保していく義務があるのだらうと思ってございます。様々な障害があるにしても、今現在どういう形で市民の足を確保するのが一番ベターなのかと。財政的な問題もしかり、運行コースのこともしかり、様々な形態を今実証実験を通してどの方法が一番いいのか、そういうことも、一例を挙げれば、議員多分考えていると思いますけれども、スクールバスを使えないのかということも含めて、今市は全体的な交渉に入っているという状況ですので、ご理解をいただきたい。

ただ、今申し上げたとおり必要な路線、あるいは移動手段については、市にとっても必要不可欠で重要であるのだという認識は、市も当然持っているということをご理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（木村良博君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 渡君） 今市長のほうから丁寧なご回答がございました。確かに今地域内交通としてつがる市で現状走っているのは、予約制の乗合タクシーであったり、小学校、中学校のスクールバス、そして広域連合による市民診療所に行く送迎用の病院バス、あとは民間の事業が行っている予約制の乗合車両と、あとは市内5つを走っている弘南バスの路線であるというご答弁でございました。

実は今日、3月7日は高校入試をしております。うちの息子も行っております。3月7日、今日入試をしますと、来月の今頃には晴れて皆さん新高校生となって、新しい高校に通っていかれるのだらうと思うのですが、今金木高校がこの春で閉校になってございます。といいますと、稲垣の中学生の方は、木造高校に来るか、あるいは五所川原のいずれかの高校に進学すると、こういう形になろうかと思えます。

そこで、木造高校に入られる生徒さんと五所川原に行かれる生徒さんでは、稲垣の場合はどちらかという五所川原に通われる生徒さんが多いというふうに感覚的には考えているのですが、ここで2回目の質問になります。例えば稲垣から五所川原へ行く地域内交通、これは何とか運行できないものかお答えを願います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 稲垣から五所川原へ行くバス運行ができないのかと、バスと言わず交通ですか、これにお答えいたします。

まず、稲垣から五所川原市へ行く路線バスとしましては、議員ご承知のとおり豊川線が運行してございます。そのほか、別経路としては市が地域内交通路線として運行委託してございます先ほど市長のほうからもありました下繁田再賀線、こちらのほうから弘南バス路線、こちらは市浦庁舎線という、昔の十三線と申しますか、そちらのほうがあり、それに乗り換えて五所川原市へ行けるよう、路線接続をして運行を実施しているところでございます。

それとは別に、稲垣から五所川原市へ行く交通、これを運行するとなりますと、現在運行してございます弘南バス路線への影響、そして市が運行している地域内交通路線への影響も考慮する必要があると、このように考えます。

また、国土交通省から運行許可の取得が現状ではなかなか難しいというふうに想定されますことから、現時点での運行につきましてはちょっと難しいのではないかと、このように考えるところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 渡君） 確かにつがる市の財源を使って、人間を五所川原だけに運ぶというのは、これ地域内交通のそもそもの発想からは少し外れるのかなという様な感じを受けております。

ちょっと余談になるのですが、今日実はこの質問をするに当たって、やっぱり質問する以上はこの公共交通に乗らねばならないと、調べてきたのです。家から7時8分に出ます。そうすると、大畑地区というのですか、瑞穂小学校のところ、そこに7時26分に着いて、そこから十三線に乗って千代町というのですか、みち銀の前です。そこまで来ると7時34分。これでは、ちょっと10時から議会にはあまりにも早いのです。もう一本遅らせて、9時13分で来ようと思ったのです。そうしたら、9時31分に瑞穂小学校のところに行って、みち銀に着くのが9時39分。これは、ちょっとあまりにもぎりぎりだということで、今日はバスで来るのを断念して軽トラで来ました。何が言いたいかと申しますと、ダイヤという問題、これは非常に複雑な問題の一つのような気がしております。

あと、ちょっと話前後しますけれども、それぞれ目的別のバスが市内をいろいろ走っているという現状を考慮しまして、3点目の質問になるのですけれども、せんだっての新聞に五所川原の川の向こう側に藻川三好地区というのがございます。こちらのほうで、スクールバスと路線バスを合体させたバスを走らせているという記事が新聞報道に出ておりました。これも実証運行だと思います。このように、現在スクールバスなどの目的があって運行されているバス、これ多数ありますけれども、この目的の枠を超えて汎用的に地域内交通にこのように活用することというのはできないものなのか、お答えお願いいたします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 目的があって運行しているスクールバスとかでしょうか、そちらのほうを利用できないのかということでございます。まず、市が所有しまして、一定の目的のために運行

しているバスとしては、先ほどありましたスクールバスや福祉バスなどがございます。これらのバスを利用して交通を運行できないかということになるかと思えますけれども、これらのバスはいわゆるその目的のために購入したものでございまして、設置要綱等で定められておりますことから、今現在基本的には他の用途での使用というところは難しいというところがございます。

また、先ほども申し上げたとおり、弘南バス路線への影響でございますとか、市が運行している地域内交通路線への影響など、また許可の問題なども含めまして、いろいろ乗り越えなければいけないハードルがあるのかなと、このように感じているところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 渡君） 目的に応じたバスをそれ以外の形で使うことは、いろいろ障りがあるというご答弁でございました。それはそのとおりだと思います。ただ一方で、例えば五所川原の場合であれば、弘南バスさんの従来の路線を生かした形でやっているというような、そういうニュアンスの報道であったような気がしますので、これをぜひ豊川線をうまく使って何とかできないものかというふうに考えております。

そしてまた、次の問題に行くのですが、1日3本のダイヤというのが今豊川線の現状でございます。行きは何とでもなるのです。問題は、五所川原からの帰りみたいなのです。まず、帰りの立佞武多の館の前から稲垣に帰ってくるバスのお昼の時間が12時17分。高校生であれば、ホームルームをして、ダッシュで走ってぎりぎり間に合わないそうです。病院に行かれています方、お薬がちょっと遅く出ると、この12時17分には間に合わない。最終が6時2分。6時2分だと、部活ができないと、このようなことがございます。

高校は、あくまでも義務教育ではございませんので、当然通学、それらの問題に関しては親の責任というふうにはなるのでしょうけれども、住んでいる地区によって交通機関のそういう脆弱性がその子供の高校生活に制約を加えるというのは、これはあまりよくないような気がします。個人的にもし自分がそういう立場であるのであれば、息子さんが、あるいは子供が高校のタイミングで五所川原に引っ越して家を建てて、そうすると教育の問題、交通の問題、いろんな問題が解決できてしまうと。そういうふうな定住化の面から、やっぱりある程度バスというのも大事なような気がしております。

そこで、今度はまた次の質問になるのですが、鰯ヶ沢高校を例に1個取りますけれども、鰯ヶ沢高校はJRのダイヤに合わせて、たしか高校の始業時間を多少変更させたという記事を以前読んだような気がします。このように、ダイヤに合わせて変更ができればいいのですが、逆に既存の路線バス、豊川線において、市側からその辺のダイヤを何とか変更してもらえないものか、要望することができないものかどうかお尋ねいたします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君）　ダイヤの変更ができないものかというご質問でございます。今あった豊川線でございますけれども、路線バスの運行時刻につきましては、これまでの乗降の実績などに基づきまして、運行事業者でございます弘南バス株式会社さんのほうの判断で設定しているものと、このように認識しているところでございます。しかし、豊川線は我々つがる市を走るバス路線でございますことから、住民の方々からそのような要望があるということをごどものほうからお伝えすることは可能であると、このように考えておりますが、路線のダイヤを変更できるのかということになりますと、あくまで事業者側の判断ということになろうかと思っておりますので、私どものほうからお伝えはいたしますが、それを確約できるものではないということをご承知おき願いたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（木村良博君）　齊藤議員。

○5番（齊藤　渡君）　おっしゃるとおりだと思います。なかなか簡単そうに見えて、難しいというのがこのバス問題だというふうに考えております。

最後に、これは市長にぜひお答えいただきたいと思っております。明日から予算委員会がありますが、予算書には今年度も交通対策事業としまして、公共交通確保何たらかんたらという、要は各路線への助成金3つほどあるのですが、もろもろ合わせて5,837万7,000円の支出をしてございます。これは、もちろんつがる市全域のことになりますけれども、私個人的には地域内交通がその名のとおり地域内交通の中で収まっているというのは、それはそれで理解できるのですが、例えば近隣の五所川原、あるいは鱒ヶ沢、あるいは中泊、独自のそういう地域内交通があるのだと思うのです。その近隣の町村との連動といいますか、接する部分でうまくそのタイアップというのが必要になるような気がするのですが、その辺について市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（木村良博君）　市長。

○市長（倉光弘昭君）　近隣町村、いわゆる西北五広域連合もございまして。それから、定住自立圏、これもございまして。定住自立圏も西北五広域連合も、かぶさっている網は一緒ですので、どちらか一方で将来に向けた交通を一手にとるか一括でやると、相互乗り入れ。そうなれば、当然弘南バスには頼れないということになろうかと思っております。

今現在広域連合の中の議題というか話でも、定住自立圏の中の話合いも持っていますけれども、この広域でみんなで費用を負担して、相互乗り入れできるような自前の交通を確保しようというような議論には、まだ至っていないというような記憶があります。

今議員が冒頭おっしゃいました弘南バスに対する補助ですけれども、それ2段構えで約5,000万円ぐらいかな、県補助と国補助の2つに分けて支出しているのですけれども、いずれはそのお金が必要なくなるというふうに感じています。というのは、いずれは乗る人がなくなって、将来のことですので、ちょっと無責任に感じるかもしれませんが、いわゆるバス事業者が撤退するのでは

ないかと。そのための私どもの実証実験であり、様々な方策をめぐらしているのですが、いずれはその繰り出ししているお金も自前で利用できるようなになれば、当然議員がおっしゃるとおり、ここから五所川原間、ここから鱒ヶ沢間、そういうような三角形を区切って行き来できるようにダイヤをみんなで作って、皆さんが利用しやすいような自前の交通体系をつくっていく必要が近い将来必ず来るといふうに感じていますので、その辺も併せて広域連合の会議の場であるとか、定住自立圏の会議であるとか、その場において問題提起をしていきたいと思っていますので、今日、明日ということにはならないと思いますけれども、そういう将来の近隣市町村と私どもも含めた一体的な交通体系を構築できるよう、意見を申し述べていきたいと思っていますので、よろしく願います。

○議長（木村良博君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 渡君） これは答弁の必要はございませんけれども、最後に私のほうから要望という形で申し上げて終わりにしたいと思います。

これから団塊の世代が75歳以上になる、いわゆる2025年問題というのが始まってまいります。それに伴いまして、免許の返納などという、高齢化に伴うそういう話が当然出てくると思います。免許を返納した方は、次の日から生活の足、今まで自分の自由になっていた車での移動ができなくなるわけでございますので、公共交通に頼らざるを得ないと。元気なうちはそうなのですが、その間は何年続くのかというのは、ちょっとそこは無責任には言えませんが、やはりそういう事実が間もなくその辺にあるということを一応ご理解いただきまして、この公共交通、特に地域内交通というのは採算が取れないですし、あと日々乗る人の増減もございまして、非常に不安定で難しい事業だというのは承知しておりますが、そういった観点から総合的な視点で地域内交通を考えていただければと思います。

以上をもちまして私のほうからの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

これで今定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終結します。

◎総括質疑

○議長（木村良博君） 日程第2、報告第2号 専決処分した事項の報告の件1件及び議案第4号から第26号までの計24件を一括議題とします。

今定例会の提出議案に対する総括質疑は、通告がありませんでした。

◎予算特別委員会の設置

○議長（木村良博君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。ただいまの議案のうち、議案第4号から第13号までの予算関係10件については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただいま設置した予算特別委員会を本日の会議終了後、この議場に招集します。

◎議案等委員会付託

○議長（木村良博君） 日程第4、ただいま予算特別委員会へ付託した以外の議案については、お手元に配付のとおり各常任委員会へ付託します。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日から15日までは、委員会開催等のため本会議は休会とします。来る3月16日木曜日は、午前10時に会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

(午前11時03分)

第 4 号

令和 5 年 3 月 1 6 日（木曜日）

令和5年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年3月16日（木曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決
「議案第4号」～「議案第13号」

日程第2 総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決
「議案第14号」～「議案第16号」

日程第3 経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決
「議案第26号」

日程第4 教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決
「議案第17号」～「議案第25号」

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

追加日程第1 議案第27号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるの件

追加日程第2 議案第28号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件

追加日程第3 議案第29号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件

追加日程第4 議案第30号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件

追加日程第5 議案第31号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件

追加日程第6 議案第32号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	葛 西 岷 輔
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	坂 本 潤 一
財 政 部 長	木津谷 昭 弘
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	山 崎 和 人
教 育 部 長	三 上 恒 寛
消 防 長	山 崎 義 信
選挙管理委員会事務局長	三 上 雅 弘
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	秋 田 俊
総 務 課 長	平 田 光 世
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	粕 谷 竜 一
消防本部総務課長	工 藤 真 史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議事総務課長	川 村 博 文
課 長 補 佐	蝦 名 宏 泰
議 事 係 長	福 士 寿 幸

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第4号から第13号までの10件を一括して議題とします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

秋田谷建幸予算特別委員長。

〔予算特別委員長 秋田谷建幸君登壇〕

○予算特別委員長（秋田谷建幸君） おはようございます。それでは、予算特別委員会に審査の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

去る3月7日の本会議において委員会が設置され、令和4年度の各会計補正予算案5件並びに令和5年各会計予算案5件、計10件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、3月8日及び9日の2日間、予算案の内容等の審査を行いました。審査の経過の詳細につきましては、全議員で構成された委員会でありますので、省略させていただきます。

主な経過として、まず令和4年度一般会計補正予算案では、6款1項6目、農業用施設災害復旧工事は、減額の理由はとの質疑に、予算計上時、災害に関係ない工事を申請されたこと、測量設計の結果により減額となったとの説明がありました。

令和5年度一般会計当初予算では、歳入について、民間の宅地開発による新築家屋の増加や大型店舗出店に伴う固定資産税の増、地方消費税交付金については地方財政計画の伸び及び実績により増加したものと説明がありました。

歳出について、ふるさと納税事業費、地方創生事業費、戸籍住民台帳費、保育所総務費、農林水産業費全般、まつり開催事業費及び総合体育館費など、各項目にわたり質問が出され、活発な議論が行われました。

また、各特別会計並びに下水道事業会計についても詳細な説明がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、補正予算案については計数的に正確で内容も適正に必要な予算であります。また、本市の重点課題に対応する当初予算は、市政の執行及び効果的に事業を進めるために必要な予算であると認め、本委員会では全会一致により原案どおり可決と決しました。

当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分考慮し、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第4号から第13号までの10件は、いずれも原案どおり可決することに決定しました。

◎総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第2、議案第14号から第16号の3件を一括して議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

成田博総務常任委員長。

〔総務常任委員長 成田 博君登壇〕

○総務常任委員長（成田 博君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会は、3月13日に開催し、付託された議案3件について執行部より詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。その過程において議論された主なものをご報告いたします。

議案第14号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案では、「どのような決済手段か」との質疑に、「クレジットカード、QRコード及び電子マネーの3種類」との答弁がありました。

議案第15号 つがる市車力ふれあい会館条例を廃止する条例案では、「管理を委託している車力町内会より活動拠点の場を車力地区コミュニティーセンターに一本化し、車力ふれあい会館を用途廃止してもよいのではとの申入れがあったため廃止するものであります。また、現在使用している車力地区の児童クラブは、この施設で事業を継続していく予定である」との説明がありました。

議案第16号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案では、「消防団員の団員数と昨年から消防団員の減少数は」との質疑に、「令和5年3月13日現在で1,005人、昨年から68人減少しているとの」との答弁がありました。また、「令和4年の火災の発生件数は」との質疑に、「令和4年の火災件数は34件で前年よりも1件減少しており、そのうち建物火災が12件」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された議案3件について、本委員会では原案どおり可決といたしました。

これをもって総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第14号から第16号の3件はいずれも原案どおり可決することに決定しました。

◎経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第3、議案第26号を議題とします。

経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

田中透経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 田中 透君登壇〕

○経済建設常任委員長（田中 透君） 改めまして、おはようございます。それでは、経済建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月13日に開催し、本会議において付託された議案1件について、執行部より詳細な説明を受け、審査を行いました。審査の過程で議論された主なものをご報告いたします。

議案第26号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件では、「堆肥センターに搬出している農家の数は」との質疑に、「畜産農家は8人」との答弁、「堆肥の年間の販売量は」との質疑に、「年間の販売実績は、令和3年度2,552トン、令和2年度3,605トン、令和元年度3,151トン」との答弁、「指定管理の契約年数は、これまで11年経過しているが、契約回数は何回だったか」との質疑に、「契約開始と2回目の契約年数が3年間、3回目が5年間で、今回で契約回数は4回目」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、本委員会では全会一致により議案1件については原案どおり可決と決しました。

これをもって経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決することに決定しました。

◎教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第4、議案第17号から第25号までの9件を一括して議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

齊藤渡教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 齊藤 渡君登壇〕

○教育民生常任委員長（齊藤 渡君） それでは、教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月10日に開催し、本会議より付託された議案9件について、執行部より詳細な説明を受け、審査を行いました。審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。

議案第17号 つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例案では、「出産一時金の受給件数は」との質疑に、「令和2年度19件、令和3年度25件、令和4年度は14件の見込みである」との答弁がありました。

議案第19号に関する、つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案では、「市内でベビーシッターや小規模保育の登録はあるか」との質疑に、「以前は小規模保育の登録はあったが、現在の登録はない」との答弁がありました。

議案第24号 つがる市運動施設条例の一部を改正する条例案では、「柏総合体育センターと稲垣体育館の利用は市内の小中学生に限るとあるが、市外の小中学生との練習試合はできないのか」との質疑に、「練習試合も含む各種大会について、極力総合体育館を活用してもらおうが、運用については練習試合でも使用できるよう内規を整備するなど弾力的に扱う」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案9件について、本委員会では全会一致により原案どおり

可決と決しました。

これをもって教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第17号から第25号までの9件はいずれも原案どおり可決することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（木村良博君） ここで、お手元に配付のとおり、議案第27号から第32号までの計6件が提出されました。

これを日程に追加し、委員会付託を省略して本会議で直ちに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、日程を追加し、委員会付託を省略して、直ちに審議します。

◎議案第27号の上程、説明、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第1、議案第27号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるの件を議題とします。

説明を求めます。

市長。

○市長（倉光弘昭君） 議案第27号 つがる市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和5年3月30日までの任期として任命されておりました葛西嶮輔氏の任期満了に伴い、教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意

を得るため提案するものであります。

本件においてご同意をいただきたいのは、山谷光寛氏、男性でございます。山谷氏の生年月日、現住所及び略歴については、お手元に配付の議案書に記載のとおりとなっております。議員皆様方のご賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしく申し上げます。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、これより採決します。

議案第27号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎議案第28号、議案第29号の上程、説明、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第2、議案第28号から追加日程第3、議案第29号までのつがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件、以上2件を一括して議題とします。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） それでは、議案第28号及び議案第29号のご説明を申し上げます。

つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件。つがる市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和5年3月16日提出、つがる市長。

まず、議案第28号の方は、帯川圭太氏、男性。帯川氏は再任でございます。

続きまして、議案第29号の方は、出町義成氏、男性。出町氏は新任でございます。

お二方の生年月日、現住所及び略歴につきましては、記載のとおりでございます。

提案理由は、つがる市教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものでございます。なお、任期は4年となっております。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

ただいまの2件は、いずれも人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、これより採決します。

採決は1件ずつ行います。

議案第28号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第29号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎議案第30号～議案第32号の上程、説明、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第4、議案第30号から追加日程第6、議案第32号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件、以上3件を一括して議題とします。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） それでは、議案第30号から議案第32号までについてご説明申し上げます。

つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件。つがる市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和5年3月16日提出、つがる市長。

まず、議案第30号の方は、奈良陽一氏、男性。奈良氏は再任でございます。

続きまして、議案第31号の方は、三上みつる氏、女性。三上氏も再任でございます。

続きまして、議案第32号の方は、黒滝彰氏、男性。黒滝氏も再任となります。

お三方の生年月日、現住所及び略歴につきましては、記載のとおりでございます。

提案理由は、つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものでございます。お三方の任期、こちらは3年となっております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

ただいまの3件は、いずれも人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、これより採決します。

採決は1件ずつ行います。

議案第30号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第31号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第32号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎教育長の挨拶

○議長（木村良博君） 以上で今定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、教育長より退任の挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。
教育長。

〔教育長 葛西岨輔君登壇〕

○教育長（葛西岨輔君） 定例会閉会前の貴重な時間をいただきまして、一言退任の挨拶を申し上げます。

小林前教育長が急逝され、その後におきまして、平成20年10月1日から14年6か月という長い間、教育長を務めさせていただきました。ありがとうございます。その間、市議会や市執行部の皆様には、つがる市の教育の充実、発展のためにご理解やご指導を賜りましたことに心から感謝申し上げます。顧みまして、一、二点、思い出されることを話したいと思います。

1つは、平成27年度、県の学習状況調査の一報がありました。初めて県トップという知らせを聞いて、大変喜んだ記憶がございます。おかげさまで先生方のレベルの高い授業を目指そうという意識の高まりから、今年までトップ、トップクラスを維持しているという状況でございます。

2点目、思い出されることは、つがる市の教育の方向性を示せたということです。1つは、学校活性化に向けて地域の力も借りて、一緒にコミュニティ・スクールを進めようというのが1点、もう一点は小学校6か年、中学校3か年というところを9年間のスパンで計画を立て、子供たちを育てていこうというつがる市型小中一貫教育を目指そうという方向性を示したことの2点が浮かんでまいります。

あと、社会教育に関係すると思うのですが、間もなく150万人の来館者が見込まれている市立図書館、もう一点は県内、または全国、または世界から来訪者が見込まれる2つの史跡の世界遺産登録がなされた。これらのことから、文化面では、明るい兆しを感じられるのではないかと。

もう一点、スポーツ面のことでございますが、待望の総合体育館が6月から開館。この施設は、規模、または設備にしても県内トップクラスの体育館ということで、令和8年開催の国民スポーツ大会等があり、ますます当市のスポーツの振興が望まれることになるのではないかな。こういうことから、つがる市のこれからの未来、将来は明るいというふうに私は受け止めているところでございま

す。

最後に、一つの楽しみは、やはり私たちがみんなで育てた子供たちの将来の成長を期待したいと、そのように思っているところがございます。

最後に、改めて市議会の皆様、そして倉光市長をはじめ、市執行部の皆様に感謝を申し上げ、退任の挨拶といたします。長い間、本当にありがとうございました。

◎市長の挨拶

○議長（木村良博君） 次に、倉光市長より閉会に当たり挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました全29件について、木村議長をはじめ、議員各位のご理解とご協力によりまして原案どおり御議決、ご同意をいただき、厚くお礼を申し上げます。議会議員選挙後、初となりました本定例会を通じて、様々なご意見もいただきましたが、それらのご意見、ご提案については、今後の予算編成や市政運営に当たりまして役立てたいと、そう思っておりますので、市民目線に立った迅速、そしてかつ丁寧な行政運営を進めてまいりたいと、そう思っております。

さて、今期限りで退任されます葛西教育長におかれましては、通算5期にわたり本市の教育行政に多大な貢献をしていただきました。個性と郷土と、それらを大切に作る心豊かな人づくりということで、大いに力を発揮していただきました。機動性もさることながら、地域住民に寄り添った教育行政に邁進していただき、感謝に堪えないと思っております。これまでのご労苦に対しましては、ねぎらいもございますが、今後ますますご健勝で、そしてご多幸で、これからもご指導とご意見をいただければなと思っております。

終わりに、議員各位におかれましてもご自愛の上、市勢発展のため特段のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍を祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（木村良博君） これで本日の会議を閉じ、令和5年第1回つがる市議会定例会を閉会します。

（午前10時36分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 木 村 良 博

署名議員 山 内 勝

署名議員 秋田谷 建 幸